

Title	グローバル経済ガバナンス問題と国際機構・EU： 「市場との対話」と「市民社会との対話」の両立は可能か
Sub Title	Roles of international organizations and the EU in governing the global economy : is it possible to Harmonize 'the dialog with the market' and 'the dialog with the civil society'?
Author	蓮見, 雄 (Hasumi, Yuh)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.5 (2006. 5) ,p.155- 221
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應EU研究会 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060515-0155">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060515-0155</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# グローバル経済ガバナンス問題と 国際機構・EU

——「市場との対話」と「市民社会との対話」の両立は可能か——

蓮 見 雄

はじめに

第1節 企業と市民が直接対話する「グローバルな公共領域」の出現

第2節 経済のグローバル化と社会問題

第3節 グローバル経済ガバナンスの変容

第4節 EUの経済ガバナンスの多元性

第5節 グローバル・コンパクト

第6節 「市場促進的ガバナンス機構」モデルと説明責任

アカウンタビリティ

「権威のシフトしている非国家的権威のうち、一つとして民主的に統治されているものはない。超国家的な経済外交の新しいプレイヤーである企業は、民主制でなく、階層制である。株主、銀行、被雇用者、供給業者や流通業者に対する最高経営責任者の負う多面的なアカウンタビリティは、……通常は分割統治的である。選挙で選ばれたどんな組織も、企業にアカウンタビリティをもたせていない。……グローバル・ガヴァナンスがいやしくもシステムと呼びうるなら、このシステムに欠けているのは、そして過去に自由主義的国家を民主的に責任あるものにした手段は、反対意見である。権威が受容され、かつ効果的で尊敬されるものとするために、恣意的で利己的なパワーの行使を阻止し、少なくとも一部はそれが公共のために行使されているかどうか監視するような、諸勢力の組合せが必要であった」。(スーザン・ストレンジ<sup>1)</sup>)

「大企業の役割や世界的な民主主義の性質、あるいは、豊かな国々の貧しい国々に対する義務、そしてこの義務の考慮の仕方、環境、さまざまな領域における国家主権と国際規制とのバランスといったものに関して、抗議者が提起している問題は、いずれも正当かつ重要なものです。こういった問題を提起し、責任者に対して返答を迫るということは、政府が知的な改革を考え始めるためのいい機会になるでしょう。われわれはこういった多くの問題やそれに関与している国際機関について討議してきましたが、たしかにこれらの国際機関は改良することができるはずです」。(マーティン・ウルフ<sup>2)</sup>)

「国家と市場、官と民などといった二項対立的な社会観を払拭すべきである。二項対立のはざまには、家族をはじめとする非営利組織を包含する市民社会という領域が存在するのである」。「暴走する世界は、統治を必要としなくなるのではない。これまで以上に統治——民主主義にしか提供できない統治——を必要としているのである」。(アンソニー・ギデンス<sup>3)</sup>)

## はじめに

引用が長くなったが、上述のスーザン・ストレンジ、マーティン・ウルフ、アンソニー・ギデンスの発言は、筆者の問題関心を端的に示している。本稿は、グローバル化する経済と社会の調和のためのガバナンスの改善という課題において、国際機構がどのような役割を果たし、どのような限界をもつのかという問題意識から、国際機構（IMF、WTOなど）およびEUについて考察するものである<sup>4)</sup>。後述するように、筆者は、「グローバルなルール設定を中心に組織された言説・主張・行動のアリーナ」という「グローバルな公共領域」の出現を考慮し、「市場との対話」と「市民社会との対話」という複眼的視角に立つ。グローバル経済のガバナンスには、「市場との対話」を通じた非国家主体との協力が欠かせない。国家、国際機構によるマーケット・フレンドリーな公的ガバナンス、業界ルールや企業のコンプライアンスなどの民間ガバナンス、そして両者の連携が必要となっている。同時に、国家、国際機構、企業はいずれも、

社会問題への対応として、内外の多様なステークホルダーに対する説明責任<sup>アカウンタビリティ</sup>を果たし、「市民社会との対話」を進めていかなければならない。

国際機構には、「市場との対話」「市民社会との対話」を通じてグローバルなレベルで経済と社会を両立させるガバナンスを生み出すエージェントとしての役割が期待され始めている。国際機構に対する批判や抗議行動は、こうした期待の裏返しでもある。EUの経済ガバナンスは、加盟国のオートノミーとEUへの権限委譲を組み合わせた多元的な諸制度を通じて実現されている。EUの経済ガバナンスは、複雑さという弱点をもちながらも、国際機構改革のヒントをあたえてくれるであろう。

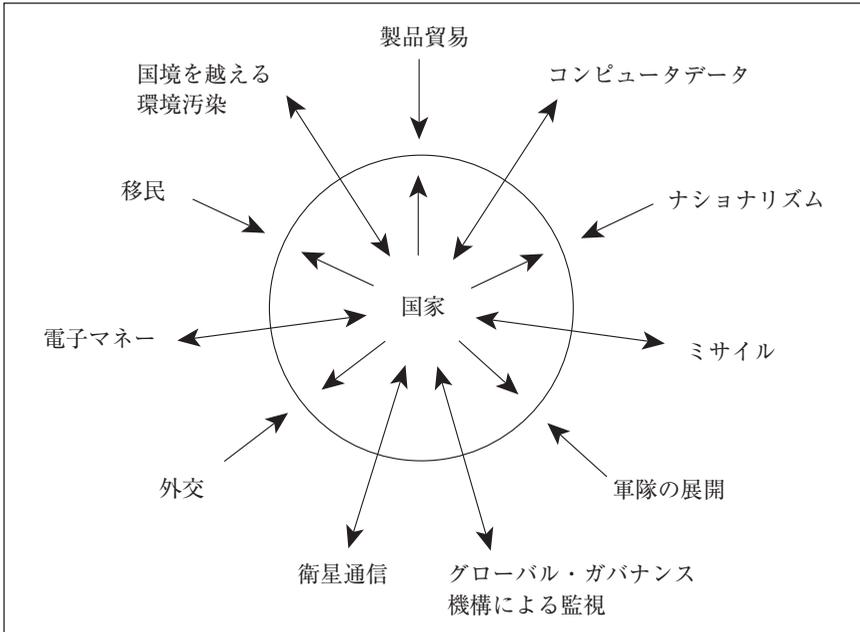
以上のような問題意識から、第1節で「グローバルな公共領域」の出現を確認し、第2節で経済のグローバル化とそれに対する社会からの反作用およびグローバル化とガバナンスのギャップの存在を指摘する。第3節においてIMF、WTOを中心にグローバル経済のガバナンス問題を比較検討し、国際機構の役割とその限界、そして非国家主体による民間ガバナンスの重要性を確認する。第4節では、EUの経済ガバナンスの多元性について考察し、EUがグローバル経済ガバナンスのモデルとしての可能性をもつことを明らかにする。第5節において、官民ガバナンスの連携の新たな試みである国連のグローバル・コンパクトについて検討する。最後に、国内の公共領域と「グローバルな公共領域」の双方における「市場との対話」と「市民社会との対話」の両立の可能性とその条件について考察する。

## 第1節 企業と市民が直接対話する「グローバルな公共領域」の出現

### 1. 経済のグローバル化と国家

経済と政治のグローバル化は相互に深く関連している。急速に進む貿易自由化や規制緩和は、国家、特に貧しい南の国々の政策選択のオプションを著しく制約している。資本移動規制が大幅に緩和され、IT技術によってリンクされた世界では、租税回避や規制の回避はますます容易になり、世界市場は、しば

第1図 グローバル化された世界における国家



(出所) Manfred B. Steger, *Globalization – A very short Introduction*, Oxford, 2003,p.64.

しばしば独立した国家政策目的や独自の国内基準を設定する政府の能力を低下させる。国家は、ウエストファリア的な意味での主権をもった統一体 (sovereign entity) としての性格を弱め、様々な超国家的機構、地域や地方政府に国家権力を委譲し始めている<sup>5)</sup>。電子マネー、情報、環境問題、テロリストのネットワーク、ミサイルは、易々と国境を越え、グローバルな規制・管理が必要となっている (第1図)。

だがこれは、国家が、グローバル化の諸力に対して無力な傍観者になったことを意味するわけではない。政府は、魅力的な投資環境を整備することができるし、教育、インフラ整備、人の移動に対して支配権を維持している。出生地以外の国で暮らす人々は世界人口のわずか2%にすぎないにもかかわらず、先進国において移民管理は最も重要なイシューとなっている。規制緩和にとまらぬ雇用不安は、ナショナリズムを高揚させる。

しかし、経済のグローバル化は、領土を越えた社会的空間および制度の成長を促進し、国内政策と対外政策の従来境界を弱め、伝統的な政治的取り決めを不安定化させた。これは、「市場開放にともなわざるをえない社会的調整コストを引き受け、分かち合うことに合意する……埋め込まれた自由主義の妥協」<sup>6)</sup>の維持を困難にしている。「埋め込まれた自由主義」は、「国民経済の存在を所与としており、各国は外国と取引し、独自に行動しようと、また、各国政府は国境をもって、とりわけ関税や為替レートをもって介在することができるのものであった。金融市場と生産連鎖のグローバル化は、こうした前提に挑戦するものであって、国民的な社会交渉は過去のものとなりかねない状況にある」<sup>7)</sup>。

## 2. グローバル経済ガバナンスの欠陥と「グローバルな公共領域」の出現

しかしながら、国際機構が、その空白を埋めているわけではない。D. ナヤールによれば、現在のグローバル・ガバナンスは、次のような面で欠陥を抱えている<sup>8)</sup>。

- ・グローバルなマクロ経済管理
- ・国際金融アーキテクチャー
- ・多国籍企業
- ・国境を越える人の移動
- ・国際的な「公共善」と「公共悪」

ここに、国家および国家に正当性の源泉をもつ国際機構による公的ガバナンスと経済のグローバル化とのギャップが存在し、その狭間に新たな「グローバルな公共領域」が出現している。「それは、グローバルなルール設定を中心に組織された言説・主張・行動のアリーナである。これは超国民的な空間であって、国家だけがその主人ではないし、国家に媒介されるものだけでなく、人々の関心が直接的に表現され、追求される場に他ならない。その主要な推進役のひとつが市民社会の役割の広がりであり、また、市民社会組織とグローバルな企業部門との相互作用である」<sup>9)</sup>。

頻発する金融危機、G7、IMF・世界銀行、WTO、世界経済フォーラム（ダボス会議）に対するNGOの抗議行動にみられるように、グローバルビジネスの展開は、途上国の貧困やジェンダー問題、先進国の産業構造の変化に伴う雇用不安や移民との共生など世界中の様々な社会問題と関連している。いわゆるグローバル化の進展にともなう国家のいわば経済的被浸透性が著しく高まっている状況下では、たとえ一国内で生じる社会問題であったとしても、経済活動のグローバル化の進展と分かちがたく結びつくようになった。

### 3. グローバルビジネスと社会問題 —ナイキ、ウォルマートの事例—

企業の生産拠点の国外移転と国内工場の閉鎖に起因する失業の発生は、その典型的な事例である。途上国において若年女性労働力や児童労働が酷使されるといった事例は、先進国に経営拠点を置きつつ、一方では社会保障制度が整っておらず、生活水準の低い途上国に労働集約的生産工程を配置する多国籍企業の行動のひとつの帰結である。先進国市場においては、消費者利益の保護や企業倫理向上を謳い企業ブランドを維持しながら、市民社会からの抗議を受けることの少ない途上国市場では企業倫理の欠落がみられるというのは、決して珍しいことではない。たとえば、1997年、ナイキ（米国のスポーツブランド）が委託するベトナムなど東南アジアの下請工場で、強制労働、児童労働、低賃金・長時間労働、セクシャルハラスメントなどの問題があることが暴露された。こうしたスウェット・ショップ（搾取工場）を利用するナイキに対する米国のNGOの反対運動の結果、ナイキは児童労働をなくし、NGOによる工場査察を認める声明を発表した<sup>10)</sup>。その後、ナイキは、タイ、ベトナム、インドネシアの各国で、女性向けマイクロ・ローンや教育プロジェクトに資金を提供するようになった。1999年、ナイキは国際青少年育成財団（IYF）に参加し、企業、公共組織、非営利組織のパートナーシップである「労働者とコミュニティのためのグローバル・アライアンス（Global Alliance for Workers and Communities）」を設立し、従業員の意見を採用した改善プログラムによる労働環境とコミュニティの改善に取り組み始めている<sup>11)</sup>。

こうした例は、途上国にとどまらない。たとえば、中国などからの低価格品の販売をテコに急成長を遂げた世界最大の小売業ウォルマートは、労働者の待遇の低さ、性差別の存在、ローカルコミュニティの破壊など「低価格のハイコスト（the high cost of low price）<sup>12)</sup>」と社会的批判を受けている<sup>13)</sup>。2005年10月26日、『ニューヨーク・タイムズ』紙に「ウォルマートによる「戦略的資源管理」の実例」と題する記事が公表され、マッキンゼーが用意し取締役会に提出された新しい人事戦略に関する内部メモの概要が紹介されている<sup>14)</sup>。このメモの主たる目的は、ウォルマートの賃金と利益がアメリカの他の労働者の賃金を引き下げているという批判の口実を与えないで、如何にしてコストを引き下げるかであった。133万人の全米ウォルマート従業員の子供たちの46%は、医療保険に入っていないかメディケード（Medicaid：低所得者用公的医療制度）である。また、ウォルマート従業員の45%以下が健康保険に加入しているにすぎないが、さらに保険料を節約し、健康なパートタイマーを雇用し、病弱な被雇用者を遠ざける目的で、配偶者の健康保険支払額の増額を従業員に求め、401kや生命保険に対する企業の支払いを削減するプランが示されている。『ニューヨーク・タイムズ』紙に、このメモを提供したのはNPOのウォルマート・ウォッチ<sup>15)</sup>であった。

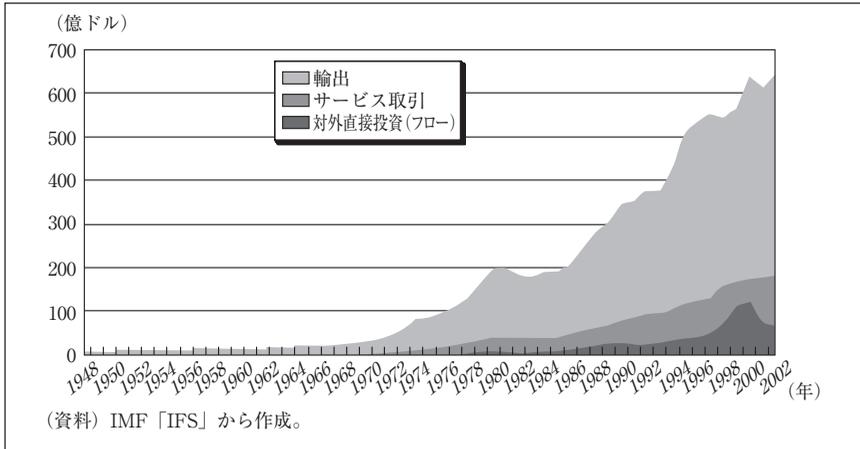
ナイキやウォルマートの例が示唆するように、国家に媒介されず、市民社会組織とグローバルな企業部門が直接対話する新たな「グローバルな公共領域」が広がり始めている。

## 第2節 経済のグローバル化と社会問題

### 1. グローバルビジネスの空間——生産連鎖・金融統合とガバナンスのギャップ

1960～2000年に世界の貿易（輸出）額は50倍以上に増加し、1970～2000年に直接投資は350倍も増加した。1970年代の変動相場制下においてユーロ・ダラー市場が成長し、とりわけ1990年代には、情報・通信の発達、規制緩和（エマージング・マーケットの開放を含む）、デリバティブ（金融派生商品）の発展によ

第2図 世界の輸出、サービス取引、直接投資



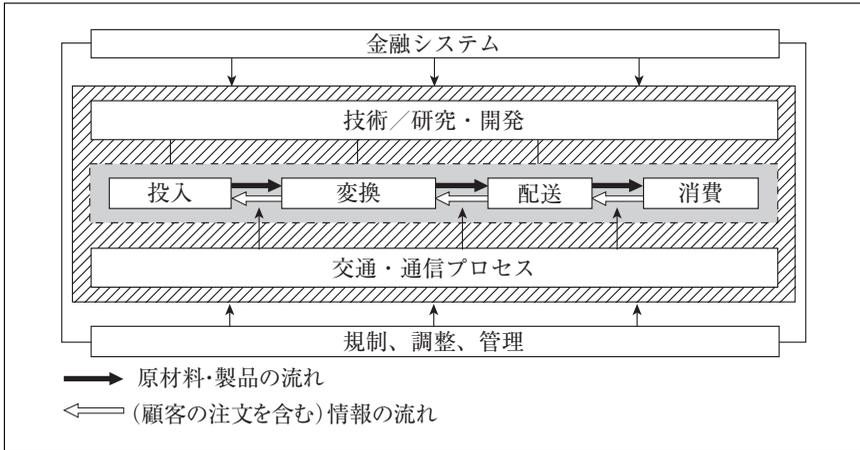
(出所)『通商白書(平成16年度版総論)』2004年web版、第1-1-1図。

<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H16/Z01-01-01-00.htm>

って金融市場のグローバル化が進み、今や1日あたりの外国為替取引高は1.2兆ドルを超え、外国為替市場の年間取引高は世界貿易額の62倍を超えている<sup>16)</sup>。1980年代後半以降の特徴は、サービス貿易と直接投資が急成長していることである。国境をこえる生産諸要素や資本の自由な移動は世界経済を急速に発展させ、1990年代の世界のGNPは5割も増加したのである(第2図)。

今や国民経済は、国境を越えて広がる生産連鎖とリアルタイムで連動する国際金融市場のネットワークに組み込まれている(第3図<sup>17)</sup>)。その中核を担うのが多国籍企業である。6万社の多国籍企業が世界の生産の25%、貿易の70%を占め、その売上高はGDPの50%に達する<sup>18)</sup>。資本移動規制が撤廃され、交通の発達による時空間の圧縮、電子空間の登場(インターネット)、技術革新による生産工程のモジュール化(全体を独立したサブシステムに分割し、インターフェースの標準化によって生産の柔軟性を可能にすること)は、生産のグローバルな最適配置を可能にした。国家の介入を容易には許さない「企業秘密」に守られたグローバルビジネスの空間が出現し、企業内で国境を越えた貿易、資金移転、技術移転が行われる。世界貿易の3分の1は企業内貿易である。競

第3図 国境を超えた生産連鎖と金融統合の下でのグローバルビジネスの空間



(出所) P. Dicken, *Global Shift — Reshaping the Global Economic Map in the 21<sup>st</sup> Century*, Fourth edition, SAGE Publications, 2003, p.15.

争優位を維持するために経営資源を集中し、不得意分野についてアウトソーシングするコア・コンピタンス戦略が進められ、時にライバル企業との戦略的提携、M&Aが繰り返される<sup>19)</sup>。

さらに国際金融市場は、新たな収益の場を生み出した。1970年代のブレトン・ウッズ体制の崩壊は、政府間の公的資本移動を中心とした体制から民間資本の移動に基づいた体制への移行の幕開けであった<sup>20)</sup>。1980年代には規制緩和、金融自由化が急速に進み、こうした動きは東アジアのエマージング・マーケット（新興経済諸国市場）にも及んだ。過剰ドルを背景とするユーロ・ダラー市場（オフショア市場）の成長は、いかなる国内規制も受けず、監督責任を負う中央銀行も存在せず、自由なグローバルビジネスの場を提供した。1990年代、デリバティブが急成長し、ハイリスク・ハイリターンを求めて投機を行うヘッジ・ファンドの活動が「カジノ資本主義」<sup>21)</sup>といわれる状況を生んだ。電子空間における外国為替取引は、もはや中央銀行が影響を及ぼし得ない規模に達している。

ところが、グローバル経済は、本来、市場経済が機能する上で不可欠である

はずの市民社会から正当性を付与された政治・経済的安定化システムを欠いている。問題は、まさにここにある。

## 2. 「市場の声」の優位と競争国家

### (1) 「市場の声」

今や国家は「市場の声」に耳を傾けなければならない。政府債は、民間の信用格付け機関（ムーディーズ、スタンダード・アンド・プーアーズ）によって値踏みされる。企業は、安価で良質の労働力、高い技術、整備されたインフラ、社会的安定、大市場に惹かれる。市場の期待を裏切れば、短期資本フローの急速な撤退が起こり、金融危機が生じる。いわば、市場は、資本力に応じて国家の経済政策に賛否の投票意思を示す。

加えて、移動可能なアクターは、トランスファー・プライシングやタックスヘイブンを利用し、非可動的なアクターよりもたやすく租税を回避することができるので、国境を越える活動は国家の歳入を脅かす。OECDのトランスファー・プライシングに関するガイドライン（Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations）が指摘するように、国境を越える企業活動の発展は、税務機関にとっても、多国籍企業自身にとっても課税問題を複雑化させている。特に多国籍企業グループの活動が高度に統合されている場合、ある管轄内において考慮されるべき企業や恒久的施設の所得と支出を決定することは極めて困難となるからである。二重課税リスクが高まる一方で、どこの国からも課税を受けない課税の空白が発生する問題が生じる。OECDや税務機関の大半は、異なった税務管轄のあいだで公正で受け入れ可能な法人税の分割を可能とする価格を決定するアーム・レングス原則を利用し、これに対処しようとしている<sup>22)</sup>。そして、二重課税防止条約は、税収確保と企業負担の軽減という二重の課題に対する対応策としての性格を帯びている。たとえば、2003年に30年ぶりに改訂された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」<sup>23)</sup>には、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減し、条約濫用による

租税回避の防止規定を設けるなど新しい規定が盛り込まれている。

こうして、ネオ・ケインジアン的な再分配志向の内向き介入主義的政策や輸入代替工業化のコストは上昇し、厳格な規制は競争力をもつ企業の障害となった。同時に、生産、サービスばかりでなく投資の流入を促す世界市場志向的な改革へのインセンティブが高まった。この圧力は、超国家的アクターがもつグローバルな立地の潜在的な可能性によって強められ、可動資源の立地の拠点として国家を競争させることになった。より多くの収益が確保できる条件を政府が提供しない場合、超国家的アクターは、活動を国外に移転する可能性を示すことによって、内部志向のアクターよりもより説得力のある、政府に対するより大きな政治的「声」を獲得した<sup>24)</sup>。その結果、権力バランスは、総じてナショナルな政府や労働運動よりも、資本に有利に変化した<sup>25)</sup>。こうして、市場の反応をうかがう「適応型政治」が登場することとなったのである<sup>26)</sup>。

## (2) 国家・国際機構を通じた規制緩和

国家が「退場」するわけではない<sup>27)</sup>。GDPに占める租税の割合は上昇しているし、先進国はなお圧倒的な資源（資本、技術、人材、インフラ、政策の立案・実施能力）を持ち続けている。国家やWTOなどの国際機構が多国籍企業のロビー活動の対象であり続けていることは、グローバルな経済活動の調整と規制にとって、依然として国家や国家間組織が重要性を持ち続けていることを示している<sup>28)</sup>。国家は、マーケット・フレンドリーなマクロ経済環境をめぐるレジーム間競争に置かれた「競争国家」<sup>29)</sup>となり、「グローバルな過程は、大部分、国家領土のなかで実現される。それゆえに、規制緩和と資本や商品や情報やサービスの自由な流通を容易にするレジームの形成が必要となる」<sup>30)</sup>。同時に、国家は、国際機構（IMF、WTOなど）、グループ・ヘゲモニー<sup>31)</sup>（G7、20ヵ国蔵相・中央銀行総裁会議（G20）など）による国家間の合意形成、次項で述べる多様な民間フォーラムとの連携によってグローバル化を推し進める。

EUの市場統合もまた、地域レベルでこうした「国家の公的統治機能の越境的民間領域への再配置」と「国民国家内部で一立法行為、裁判所の決定、行政

命令を通じて一依然として国家領土内にあるグローバル資本に権利を与えるのに必要な機構の発展」という二重の過程<sup>32)</sup>を推進するグローバル化の一形態である。ヨーロッパの経営者層の既得権益擁護を目的として活動してきたヨーロッパ産業・経営者連合（Union of Industrial and Employer's Confederations of Europe）からグローバルビジネスを志向するヨーロッパ産業家円卓会議（the European Round Table of Industrialists）への産業界の権威の移行<sup>33)</sup>、そして1995年の競争的アドバイザーグループ（Competitive Advisory Group）の設置は、いわば世界市場を目指すヨーロッパ系企業の「市場の声」をEUの意思決定に反映させる制度の一例である<sup>34)</sup>。

### (3) ガバナンスの民営化と国家の新たな役割

経済のグローバル化は、国家からグローバルビジネス世界への規制機能の移転をとまなう<sup>35)</sup>。規制機能は、信用格付け機関、国際決済銀行（BIS）規制、企業の社会的責任（CSR）に関するコー円卓会議（CRT）、国際標準化機構（ISO）や社会的説明責任国際規格（SA8000）、司法の民営化ともいえる企業間紛争処理のための国際商事仲裁、国際会計基準（IAS）、電子商取引に関するグローバルビジネス・ダイアログを通じて、つまり企業経営、専門化された企業サービス、民間企業フォーラムを通じて実現される<sup>36)</sup>。OECD、IMF、世界銀行の提唱により始まった税務当局者や国際機構のあいだで租税に関する議論を促進するための場である国際税務対話（The International Tax Dialogue）では、税制の調和や多国籍企業の租税回避行動などに関する幅広い情報交換が行われる<sup>37)</sup>。

こうして国家は、世界市場を支える官民の多様なレジームと結びつき、グローバル・ガバナンスのネットワークの一部となる。国家は、自立性（independence）を失うが、より大きなガバナンスの一要素となることによって、グローバル経済に対する適応力を高め、国家権限は強化される。そこで重要となるのは、国家が、その発展段階に応じてグローバル化に適応しつつ、その利益を選択的に吸収する制度構築を進める自律性（autonomy）である<sup>38)</sup>。国家は、

独自のビジネス慣習の「容器」としての役割をもつが、グローバル化にともなうて規格、認証制度、商習慣、労働慣行など社会制度そのものが国際摩擦の争点となっている。国家は、国内においても、「市場との対話」とグローバルスタンダードを意識した内外一体の経済政策をとらなければならなくなった<sup>39)</sup>。多かれ少なかれ先進諸国において理想とされてきた福祉国家の理念の魅力は薄れ、それを支えてきた社会保障制度は、あたかも「競争国家」への転身の足かせとさえ見なされるようになった。

### 3. 社会問題のグローバル化と反作用

#### (1) 社会問題のグローバル化

いわゆるグローバリゼーションの定義は曖昧で、いつ誰が使うかによって、その意味は大きく異なっている。マーティン・ウルフは、「グローバリゼーションとは、さらなる経済発展のために、生産手段・サービス・資本・労働力を世界的に統合していく過程にすぎない」と主張する。一方、スーザン・ジョージは、「グローバリゼーションとは経済発展を遂げた者に、さらに世界的権力が集中していくシステムのことである」と反論する<sup>40)</sup>。こうした意見の対立が生じるのは、単に思想・信条によるものばかりではなく、現実の中にそれぞれの主張の根拠が存在するからである。すでに指摘したように、戦後、自由貿易の拡大やグローバルな企業活動は、世界経済の成長の牽引車であった。だが一方で、こうした富の拡大は、均質に生じているわけではなく、むしろ格差は拡大しており、経済のグローバル化にともなうて、次のようなグローバルな社会問題が表面化し、持続可能な経済発展を脅かすようになった。

①**不平等の拡大** グローバル化は極めて不均質に進む。主要先進国ばかりでなく、途上国でもハブ機能を備えた都市は急速に発展する。だがその陰で、世界の半数の人々が一日2ドル以下で暮らし、毎日3万人の5歳以下の幼児が治療を受けられず、栄養失調や病気で死亡している（特にサハラ以南のアフリカ）。しかも、1日1ドル以下で暮らす12億人のうち70%、9億人の文盲のうち3分の2が女性である<sup>41)</sup>。貧困は、人身売買（売春、臓器密売など）の温床となっ

ており、その数は年間60～80万人と推定されている<sup>42)</sup>。

②**金融危機** 1980～90年代、途上国への資金フローは、公的融資から民間銀行のシンジケート・ローンへ、そして国際債市場におけるエクイティ・ファイナンスへと代わった。資金調達チャンスは広がったが、債務超過のリスクは高まり、40ヵ国以上が債務の罠に陥っている<sup>43)</sup>。1990年代以降、金融危機は世界的な現象となり、通貨信認の低下や投機による短期資本の急激な流出はファンダメンタルズの良い国でさえ危機に陥れる。1997年のタイの金融危機は、アジア、さらにロシア、ブラジルに瞬く間に波及した<sup>44)</sup>。

③**労働、人権、環境、公正** グローバル化に対して、次のような様々な懸念や批判がなされている<sup>45)</sup>。

- a. グローバルビジネスは、労働基準や社会基準の「底辺への競争（race to the bottom）」<sup>46)</sup>を促し、雇用不安、児童労働、ジェンダー問題などを引き起こす。
- b. 貿易の自由化やグローバルスタンダードの名の下に食品の安全性基準が緩和され、消費者が犠牲になる。
- c. 世界銀行・IMFのプログラムは、開発優先で環境破壊を招く。
- d. IMFは最も不透明な機関であり、米国財務省とウォール街の利益の代弁者にすぎない。
- e. 制度の違いや環境保護さえ貿易障壁と認定するWTOは、グローバルビジネスの代弁者にすぎず、主権を侵害し、伝統文化を破壊する。
- f. 規制緩和が効率、安全、公正な競争や貿易を生み出すという考え方は、理論的にも誤りである。

## (2) 反グローバリズム運動<sup>47)</sup>

こうして、穏健派からテロに至る多様な反グローバリズム運動が急速に広がった。1998年にバーミンガムでNGO、教会、労働者グループらが始めたG7に途上国債務帳消しを求める国際運動（ジュビリー2000）は、翌年6月までに100ヵ国以上で1,700万人の署名を集めた。1999年12月、シアトルでの大規模な

WTO反対運動には米国の消費者団体パブリック・シチズン他多数のNGOが参加した。翌年、IMF・世界銀行総会や世界経済フォーラム（ダボス会議）に対する抗議行動が起きた。ジェノヴァでは、ATTACなどが参加してG7に対する20万人の集会が開かれた。ATTACは、通貨投機を抑制するためにトービン税（為替取引に対する0.1%の課税）の導入や租税回避地の撤廃などを目指してフランスで設立されたNGOである。こうした運動の結果、G7が進める多国間投資協定（MAI）は失敗し、1,000億ドルの債務帳消しが約束された。また不平等の拡大と貧困は、9.11テロの社会的背景ともなっている。

NGO、特に国際的NGOが圧倒的に先進諸国に集中し<sup>48)</sup>、反グローバリズム運動にはグリーンピースから極右ナショナリストに至るまで雑多な勢力が参加しており、NGOは必ずしも市民社会を代表するわけではない。しかし、こうした運動の広がり、グローバル化とガバナンスのギャップを露呈させた。2001年から世界経済フォーラムに対抗して開催されるようになった世界社会フォーラムの憲章は「社会正義・平等・市民主権に奉仕する民主的な国際社会の仕組みと国際機構」を基礎として、「多国籍企業とその利益に奉仕する諸国家・国際機構が推進しているグローバル化」の代替案を示すとしている<sup>49)</sup>。

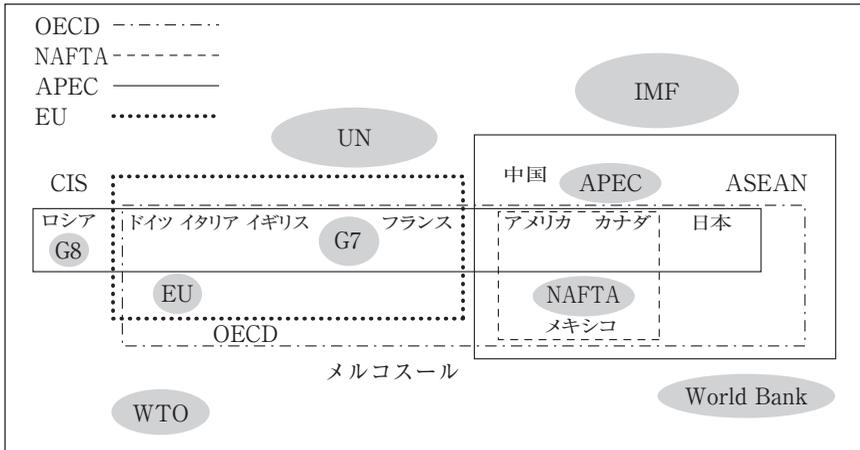
#### 4. グローバル化とガバナンスのギャップ

##### (1) 「国民国家」の限界と新たなガバナンスの必要性

社会問題のグローバル化に直面して、国家の領土的空間、政治権力、民主政の三位一体の関係は崩れ、決定者と決定の受容者との緊張関係を解決し、社会問題に関する妥協を埋め込んだ「国民国家」の機能は低下した。「グローバルな政治過程に機能不全や不備が生じているのは、多くの場合、国際アリーナに設定される決定作成には一定の範囲があるにもかかわらず、特定の公共善ないし公共悪に関してはこの範囲を超えて波及することでミスマッチが生じているからである」。こうして、決定者と決定の受容者との齟齬を解決するために、次のような課題が生じている<sup>50)</sup>。

- ① ステークホルダーと決定作成者の範囲の調和。グローバルな公共財が自

第4図 中心のない錯綜した重層のガバナンス



(出所) V. Cable, *Globalization and Global Governance*, Pinter, 1999, p.55を一部修正。

らの生活に影響を及ぼす限り、当該の公共財について発言の機会を与えること。

- ② グローバルな公共財の財源の体系化。インセンティブの正常化を期し、公私のいずれを問わず、当該の公共財の妥当な財源を確保すること。
- ③ アクタターの境界・部門・グループの間隙を埋めること。諸機関の相互交流を期すとともに、政策の立案活動と戦略的管理の空間を創出すること。

このように、グローバル化は、国家の枠に押しとどめられている民主政の限界を露呈させ、これを補完する役割、つまり社会問題に対する配慮が国際機構にも期待されるようになったのである。IMF、WTOなどに対する抗議行動は、この期待の裏返し表現である。そこでは、内外の多様なステークホルダーに対する透明性と説明責任<sup>アカウンタビリティ</sup>をともなった制度、つまりグローバルな正当性の根拠をともなった新しいガバナンス制度が必要となる<sup>51)</sup>。これは、国際機構の改革にとどまらない。企業も、自ら市民社会の善き担い手であることを世界市場に向かって証明しなければならず、ここに、①国際機構による多国籍企業行動規範の形成と官民協力によるその推進（グローバル・コンパクト）、②企業や投資家による社会的責任の自発的受け入れ（CSR）、③産業界やNGOによる民間

の企業倫理規範形成（例：ISO、人権に関するサリバン原則、環境に関するセリーズ原則<sup>52)</sup>）、の呼応関係がある。

(2) 中心のない錯綜した重層的ガバナンス

しかし、現在のグローバル経済のガバナンスは、アドホックなルール、レジーム、制度からなる不完全なものであり、相互に機能が重複し、対立し、競争しており、機構間の連携、官と民の連携が不足している。グローバルな経済政策をめぐって、次のような諸機関の間で断片化と競合が生じている（第4図）。

- ・ 公的な国際機構（世界銀行、IMF、WTO、国連）
- ・ G7、これにロシアを含めたG8（主要8カ国財務大臣会合）、G10、G20の蔵相・中央銀行総裁会議、発展途上77カ国グループ（G77）
- ・ EU、北米自由貿易協定（NAFTA）などの地域統合、二国間協定
- ・ 各国レベルの規制機関
- ・ 民間の機関やフォーラム

P.ラミーWTO事務局長（当時、通商担当欧州委員）は、2003年のWTOのカンクーン会議の失敗について論じ、結論として次のように述べている<sup>53)</sup>。

「われわれは、グローバルなルールの赤字（a deficit of global rules）を抱えている。市場の諸力を形作り、われわれの社会がもつ諸価値に適した結果を生み出すために必要なグローバルな制度とメカニズムの進化よりもはるかに急速に、市場のグローバル化が進行している」。

さらに、P.ラミーは、グローバル化とガバナンスのギャップ、つまり「グローバルなルールの赤字」について、次のような3つの不均衡を指摘している<sup>54)</sup>。

- ① プレトン・ウッズ体制とWTOは、その欠陥にもかかわらず、弱い、あるいは存在しないグローバルな社会ガバナンスや環境ガバナンスの制度よりも、はるか発達している。
- ② グローバル経済ガバナンスの既存の制度は、未だ主として少数の豊かな国々が糸を引く「クラブ」として機能しており、途上国は、影響力を及ぼし始めたばかりである。

- ③ 既存の諸制度は、それぞれひとつの問題に対応しており、貿易、環境、労働、開発の連関（interlinkage）を取り扱うフォーラムは存在していない。鍵となるのは、この連関に取り組むために必要な資金をもつ制度である。それがなければ、労働基準をめぐるILOとWTOのあいだの際限のない論争のように、交渉は行き詰まってしまうであろう。

このような経済のグローバル化とガバナンスのギャップを埋め合わせ、「グローバルなルールの赤字」を解消することが、焦眉の課題となっている。

### 第3節 グローバル経済ガバナンスの変容

グローバルな通商・金融ガバナンスの改革は、こうした「市場との対話」と「市民社会との対話」という2つの要請のせめぎ合いの中で進められているが、現状では、前者が優位にある。経済のグローバル化と国際機構の関連の歴史を概観した上で、通商・金融ガバナンスの現状と問題点について検討してみよう。

#### 1. 経済のグローバル化と国際機構——歴史的概観

##### (1) ボーダレス世界からブレトン・ウッズ体制へ

グローバリゼーションという言葉は、現代を象徴する言葉と考えられている。だが、グローバルな経済活動や資本移動は、歴史的には必ずしも新しい現象ではない。19世紀末、厳格な金本位制の下で国家は経済政策の自立性を制限されており、一方、輸送・通信の発達や国際財産法の定着、本国と同じ法制度・統治構造の植民地への移植などは国際的なビジネスを促進し、ボーダレス世界が形成されていた。この時期に、経済活動に関わる国際機構（国際河川委員会、万国郵便連合など）が設立され、交通、郵便、通信、度量衡といった国境を越える経済活動を支える制度が形作られていったのである<sup>55)</sup>。

だが、世界大恐慌と世界大戦後、こうしたボーダレス世界は大きく変容した。ブレトン・ウッズ体制は、安定した為替相場、多角的決済システムによって自由貿易体制を維持しつつ、資本移動を規制し、その代わりに各国が自立的なマク

口経済政策によって国内の政治・経済的均衡を図ることを可能にするものであった。この体制を安定化させる目的で、IMFとIBRD（後の世界銀行）という国際機構が設立された。この体制下の平価システムは国際金為替本位制であるが、金・ドル交換が公的機関に限定され、金貨流通などが禁止されていた。それは、金本位制の厳格な貨幣節度を弱め、完全雇用を目指すマクロ経済政策の追求を可能にした<sup>56)</sup>。また、国際貿易機関（ITO）の設立も予定されたが、英米の合意が成立せず、暫定措置として「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）が利用された。このためGATTは、ルールを作る権限をもたないフォーラム的なものとなり、権限は工業製品に限られ、農業、サービス、直接投資などには十分対応できなかった。こうした限界にもかかわらず、GATTは、無差別原則にもとづく貿易自由化レジームを提供してきた。

この体制の下で、1950～1970年代にかけて、資本移動の制限、固定為替相場、相対的に開かれた財貿易、国内均衡重視のマクロ経済政策を特徴とする「埋め込まれた自由主義」が先進諸国の政策となった。それは、国民経済において市場の開放にともなう社会的調整コストを分かち合うという妥協に基づき、政府が、国境管理や関税・為替レート調整によって国境を越える取引の不安定性や社会的影響を緩和しながら、経済活動の自由化を進めていくものであった<sup>57)</sup>。だが、この体制は、世界のGNPの4割、金準備の7割と圧倒的経済力を誇る米国が、冷戦下において、西側諸国に市場を提供し、節度ある経済政策をとると同時に、軍事援助を含む公的支援を通じたドル散布によって支えられていたのであり、それゆえに、戦後体制はバクス・アメリカーナと呼ばれるのである。

## (2) ノン・システム

1960年代、安定的なブレトン・ウッズ体制の下で先進諸国が高度成長をとげ、西側諸国に過剰ドルが蓄積されるようになると、ゴールド・ラッシュ（ドル売り・金買い）と通貨投機の形でドル危機が生じた。ところが、レギュレーションQ（米国内預金金利上限規制）などの様々な金融規制に加え、国際収支赤字削減のための対外投資規制や金利平衡税などのドル防衛策は、本国外部のオフシ

ヨーロッパ市場での多国籍銀行業務とユーロ・ダラー市場の急成長を促す結果となった<sup>58)</sup>。

1971年金・ドル交換の停止、1973年主要国の変動相場制、そして1974年金利平衡税撤廃を境に、米国の政策は、資本移動規制から金融自由化へと舵を切ったのである。これは、国際金融制度の再建を行わないという米国の意思表示であった<sup>59)</sup>。1978年に発効するIMF協定第2次改正は、為替相場の自由化、金支払い義務廃止、金の公定価格廃止など、変動相場制を追認した。こうしてIMFは、国際通貨管理の中心的存在ではなくなり、国際金融体制は共通の制度的基盤をもたないノン・システムとなった。そこでは、対外均衡よりも国内均衡を優先した政策がとられ、国際収支調整や国際流動性の供給などすべてを市場にゆだねるシステムの民营化が進行した<sup>60)</sup>。

以上のような転換は、政府間の公的資本移動を中心とした体制からユーロ・ダラー市場における民間資本移動に基づいた体制への移行を意味した<sup>61)</sup>。ロンドンのシティを中心とするユーロ・ダラー市場は、いかなる国内規制も受けず、監督責任を負う中央銀行も存在せず、規制のない自由なグローバルビジネスの基盤を提供することとなったのである。ユーロ市場には、OPECによる原油値上げによって生じた巨額のオイルマネーが流入し、シンジケート・ローンを通じて途上国に貸し付けされた。

1980年代のレーガノミクスは、金融引き締め政策によるインフレ克服を目指したが、これは高金利をもたらし、米国への大量の資本流入とドル高を引き起こした。その結果、巨額の双子の赤字（財政赤字、経常赤字）が生み出されたにもかかわらず、ドル高は放置され（ビナインニグレクト）、ドル暴落が懸念されるようになった。1985年のG5によるプラザ合意は、ドル高是正と協調介入について合意した。これは、国際協調によって基軸通貨の安定を図るという国際通貨体制の共同管理の必要性が共通認識となったという点で大きな転換点であった。1987年のブラック・マンデー（ニューヨーク株式市場の大暴落）は、国際通貨協力なしにはシステムの安定化がやはり困難であることを示した<sup>62)</sup>。

だが一方で、1986年のイギリスの金融ビッグ・バンに象徴されるように、

1980年代は、規制緩和、金融自由化が急速に進む時期でもあった。さらに、高金利、ドル高、世界不況は、途上国、特に非産油国を債務危機に陥れ、1982年メキシコはデフォルトを宣言した。1980年代後半以降、途上国向け資金はシンジケート・ローンという負債金融（debt finance）から国際債市場における出資金融（equity finance）へと移行し<sup>63</sup>、信用格付けの低い途上国は資本市場にアクセスすることができなくなった。これは、公的融資に依存していた開発金融においても、民間資本が優位となったことを意味している<sup>64</sup>。途上国は、国際収支不均衡を対外借入れではなく、国内で調整せざるを得なくなる。

### (3) 自己実現的危機

1990年代になると、先物、スワップ、オプションなどデリバティブが急成長し、ハイリスク・ハイリターンを求めて投機を行うヘッジ・ファンドが注目されるようになった。この背景には、変動相場制、資本自由化にともなって価格変動リスクや信用リスクが増大したことや、情報通信技術の革新がある。また、東アジアに代表される新興経済諸国においても資本規制の緩和が進み、エマージング・マーケット市場として新たな資本蓄積の場を提供するようになった。しかしながら、1992年ヨーロッパにおけるEMS危機、1994年メキシコ危機、そして1997年のアジア通貨危機は、ロシア危機、ブラジル危機へと飛び火した。ノーベル経済学賞学者を要して設立されたLTCM（ロングターム・キャピタル）は、ロシア投資への対応を誤り、破綻した。2001年にもアルゼンチンの通貨危機が生じている。こうした危機は、金融市場そのものに内在する不安定性に起因する「自己実現的危機」あるいは「21世紀型危機」と呼ばれる。グローバルな金融市場の成立と情報技術革新により資金移動がリアルタイム化したことにより、ファンダメンタルズが良好な国でさえも危機に巻き込まれる可能性がある。通貨の信認の欠如あるいは通貨投機が起これば、突然資本流出が生じ、為替相場が暴落するからである<sup>65</sup>。

以上のような経緯を経て、今日では、「市場の声」の優位のもとで、グローバル経済ガバナンスの改革が進められようとしている。

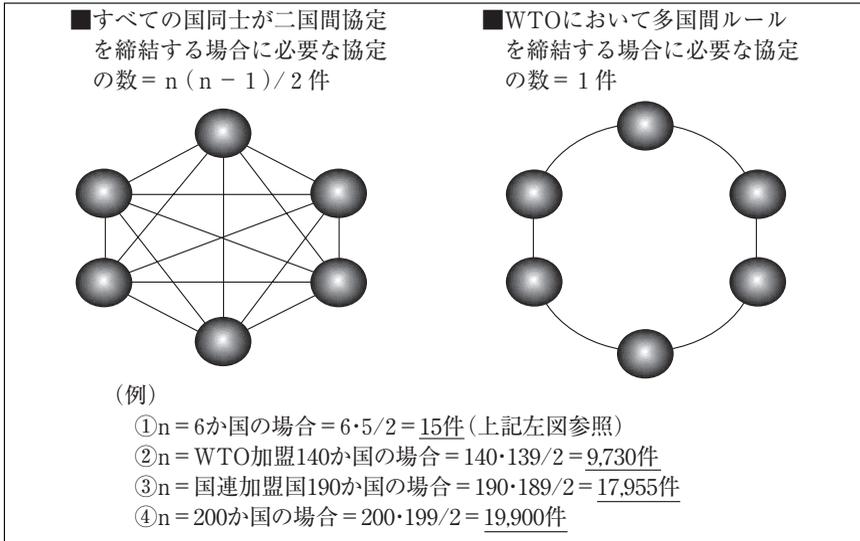
## 2. 通商ガバナンス

### (1) GATTからWTOへ

戦後、国際貿易機関（ITO）憲章が成立したが、米国はこれを拒否し、その第4章だけが「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）として生き残った。この枠組みの下で貿易自由化交渉が続けられ、40～50%の関税は4～5%まで低下した<sup>66)</sup>。自由化の対象は貿易ルールにひろがり、東京ラウンドでは、非関税措置に関する協定が締結された。積み残した農産物自由化や経済のグローバル化にともなって重要となったサービス貿易、知的所有権、紛争処理の改善に対応する必要から、ウルグアイ・ラウンドで交渉が続けられた。交渉は8年に及んだが、1995年、マラケシュ協定によりGATTを発展・強化してWTOが創設された。WTOには、国際法上および加盟国の国内法上の法人格が与えられ、職員、各国代表には国連専門機関の場合と同様の特権免除が認められている<sup>67)</sup>。

WTOを支える主要な協定は次の通りである。物品貿易（GATT）、サービス貿易（GATS）、農業、貿易関連知的所有権協定（TRIPs）、貿易関連投資措置（TRIMs）、技術的貿易障壁（TBT）、衛生植物検疫措置（SPS）、紛争解決了解（DSU）。「一括受託方式」を採用したことにより、全加盟国に対して同一ルールの適用が可能となった。こうしてWTOは、物品貿易のみを対象とする交渉枠組みから、多角主義に基づいてグローバルビジネスのための共通ルールを構築していく一定の拘束力をもつ国際機構となったのである。2001年に中国が参加し、ロシアとも加盟交渉が進められている。WTOの加盟国は149カ国、世界貿易の90%をカバーしている<sup>68)</sup>。以下で論じるように、加盟国の関心が多様化し、WTOの意思決定が困難になっているとしても、WTOという貿易に関する単一の国際機構が形成されたことの意義は大きい。各国が二国間自由貿易協定（FTA）の締結のみに頼ると仮定した場合、世界全体で莫大な数のFTAを締結する必要があるばかりでなく、グローバルに活動している企業が世界中で一貫した貿易秩序の恩恵を享受できなくなるというリスクが生じるからである（第5図）。

第5図 貿易自由化を達成するために必要な協定数の推定



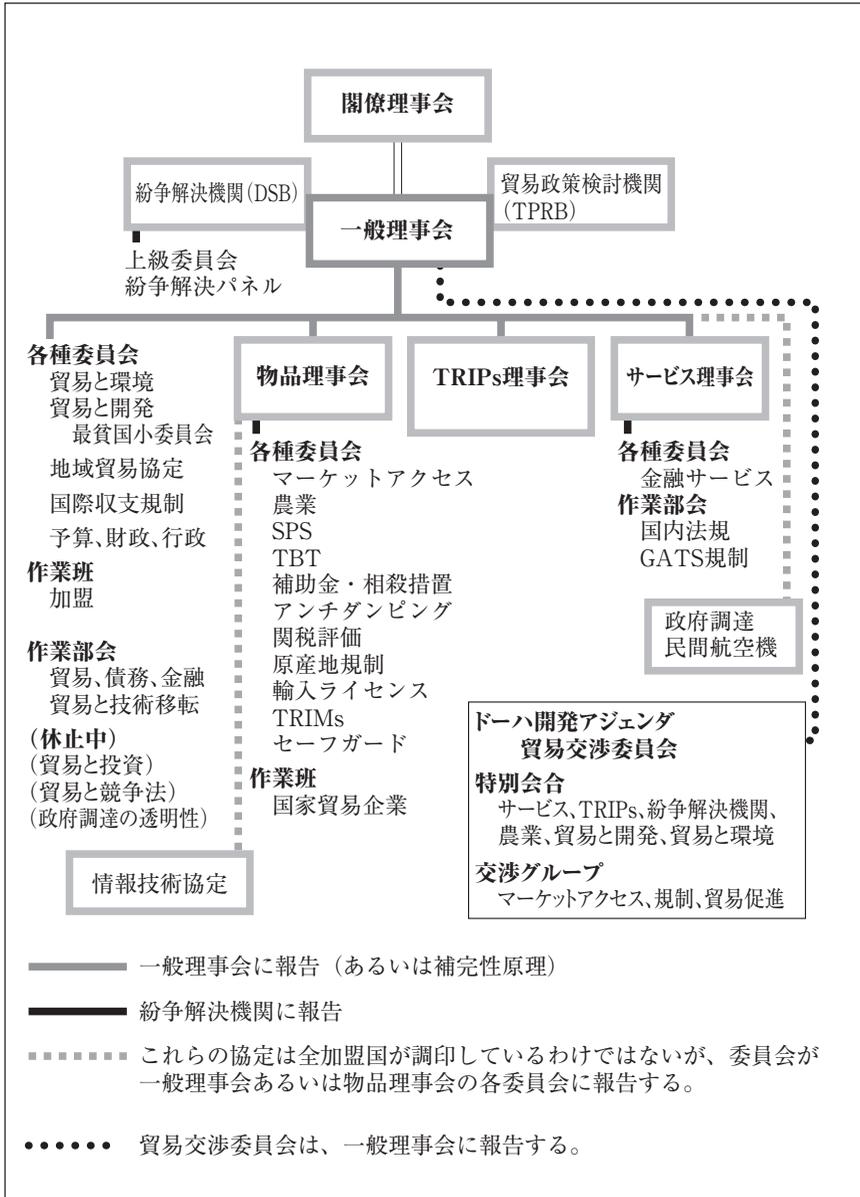
(出所)『通商白書(平成13年版総論)』2001年web版、第4-3-22図。

(2) WTOの組織と意思決定

WTOによれば、その主目的は、「生活水準を向上させる展望を拡大するために国際貿易を促進するような加盟国の貿易ルールを設定する」ことであり、「これらのルールは、貿易政策実施における無差別性、透明性、予測可能性を高める」。この目的を達成するために、WTOは、貿易協定の管理、貿易交渉のためのフォーラムとしての活動、貿易紛争の解決、各国貿易政策の検討、技術支援・訓練プログラムを通じた貿易問題に関する途上国支援、を行う<sup>69)</sup>。

WTOの主たる意思決定機関は、少なくとも2年に一度開催される閣僚会議である(第6図)。その間は一般理事会が開催される。貿易政策検討機関(TPRB)および紛争解決機関(DSB)において一般理事会が開催される。次いで、財、サービスに関する理事会、貿易関連知的所有権に関する理事会(TRIPs)が、一般理事会に報告を行う。各協定、環境、開発、加盟、地域貿易協定、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達透明性など重要な問題を扱う作業部会や作

第 6 図 WTOの機構図



(出所) [http://www.wto.org/english/thewto\\_e/whatis\\_e/tif\\_e/org2\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/org2_e.htm)

第1表 WTO閣僚会議参加NGO

WTO会議	参加資格を得た NGO数	参加したNGO数	参加者数
シンガポール (1996年)	159	108	235
ジュネーブ (1998年)	153	128	362
シアトル (1999年)	776	686	約1,500
ドーハ (2001年)	651	370	370
カンクーン (2003年)	961	795	1,578

(出所) WTO, *Annual Report 2005 — 10<sup>th</sup> Anniversary 1995-2005*, 2005, p.67.

業班が設置されている。2001年、ドーハ宣言によって貿易交渉委員会が設置され、一般理事会の権威の下に活動している<sup>70)</sup>。

WTOの主たる統治機構は全加盟国に開かれた閣僚会議であり、IMF・世界銀行のような5カ国が決定権を握る理事会に相当する機関はない。また一国一票であり、少なくとも形式的にはIMF・世界銀行より民主的に見える<sup>71)</sup>。

WTOが他の国際機構や市民社会との対話・協力を進めてきたことも見落としてはならないだろう。NGOとの関係は、マラケシュ協定第2条に規定され、1996年の一般理事会で採択されたガイドラインに基づいている。このガイドラインは、「WTOの活動に関して公衆の意識を高める役割を果たしうるNGOの役割」を認めている。NGOはWTOに招かれ、また非公式にWTO加盟国に対して政策の調査・分析を提示し、情報交換を行うことができるようになった<sup>72)</sup>。第1表に見られるように、近年、多数のNGOがWTO会議への参加を認められ、また実際に参加している。

WTOへの出資金は、総額の0.015%を最低基準として、加盟国の国際貿易に占める比率によって決定される。したがって、経済の実勢が反映する制度にな

っている。2005年をみると、米国15.798%、イギリス5.704%、ドイツ8.872%、フランス5.152%、日本6.125%、オランダ3.388%で45%を占めている。他方で、中国（3.599%）、香港（3.122%）、台湾（1.947%）、韓国（2.387%）、シンガポール（1.995%）、マレーシア（1.277%）など東アジアの国々ばかりでなく、メキシコ（2.317%）、ブラジル（0.913%）、インド（0.922%）などの新興経済諸国がかなり高いシェアを占めている<sup>73)</sup>。これらの国々は、概して高い成長率を維持しており、今後、さらにシェアを拡大し、発言力を高めることが予想される。

途上国が多数を占めるにもかかわらず、これまでのWTOの意思決定は、4極（米国、EU、カナダ、日本）が政策を立案し、途上国に根回しをして全員のコンセンサスを得るという「グリーン・ルーム」方式がとられてきた。しかし、先進国が農業で妥協せず、DSUも交渉能力の差からむしろ途上国を強制する道具になり、途上国の不満が高まっている<sup>74)</sup>。また、米国、EUが、BRICsの一角を担うインド、ブラジルとともに新4極を組むなどグループの組み替えも生じている<sup>75)</sup>。途上国が多数派を形成し、今後、出資額のシェアも増加すると予想されることから、WTOは途上国利害に配慮することを一層求められるようになるであろう。こうした事態は、WTOの「国連化」とも揶揄されている。

### (3) WTOの新たな役割<sup>76)</sup>

WTOの基本原則は、GATT以来の無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）、数量制限の廃止である。さらに、WTOは、**第7図**に示すように、マーケット・アクセス分野ばかりでなく、ルール分野においても革新をもたらした。①数量制限措置の例外であった繊維・農産物が、自由化交渉開始を合意したビルト・イン・アジェンダとなった。②多数の協定によって非関税障壁を利用した保護主義を予防した。③GATSやTRIPsによりWTOの影響力が拡大した。④DSUにより迅速な紛争処理が可能となった。交渉の各段階で解決しない場合、一定期間の後に自動的に次の段階へと進む「司法化」が進んだ<sup>77)</sup>（二国間交渉→紛争処理委員会のパネル設置→上級委員会）。意思決定方式をGATT時代の

第7図 WTOにおける自由化交渉の流れ

〈マーケットアクセス分野〉

〈ルール分野〉

	鉱工業品関税	1947年	第1回交渉				
		1948年1月	GATT発足				
	鉱工業品関税	1949 ～1961年	第2回交渉 ～ディロン・ラウンド				
	鉱工業品関税	1964 ～1967年	ケネディー・ ラウンド	AD等			
	鉱工業品関税	1973 ～1979年	東京ラウンド	AD TBT 政府調達 補助金 ライセンス等			
サービス 農業	鉱工業品関税	1986 ～1994年	ウルグアイ・ ラウンド	AD TBT 政府調達 補助金 ライセンス等	繊維協定 PSI 原産地 TRIPs, SPS DSU, TRIMs		
		1995年1月	WTO発足				
サービス ・エネルギー ・流通 ・電子商取引 農業	鉱工業品関税	2001年～	ドーハ開発 アジェンダ	AD 補助金 地域貿易協定	TRIPs (部分的交渉)	投資* 競争* 貿易円滑化 政府調達の透明性* 電子商取引	環境

(注) □はBIA(ビルト・イン・アジェンダ)、\*準備交渉の開始、AD=アンチダンピング、PSI=船積み前検査

(出所) 経済産業省通商政策局編『2005年版 不正貿易報告書』2005年、169頁の図を一部修正。

コンセンサスに代えてネガティブ・コンセンサス方式にし、パネルまたは上級委員会の報告に紛争当事国のいずれかが賛成すれば、報告が採択されることになった。

しかし、拘束力をもつ国際機構といっても、WTOは、その自身が直接的に国際規範を設定するわけではなく、加盟国間のコンセンサスに基づいた実現可能な貿易関連規制を模索していかねばならない<sup>78)</sup>。そのため、WTOは、多角的貿易自由化を目指し「貿易政策における国家の行動を規定する規範」としての機能と「国際交渉の成立と合意の形成・維持を誘発する政治的装置」として

の機能を担っているのである<sup>79)</sup>。このWTOの2つの機能は、多角的枠組みで合意の形成・維持とその普及を促進する上で不可欠な柔軟性をもたらしている。

#### (4) WTOの「二重の規範（double standard）」

今日、こうしたWTOの機能は、国家間の合意を基礎とする公的な規範形成にとどまらず、「市場との対話」と「市民社会との対話」への対応を含んでいる。すなわち、WTOは、①国内法や国際法によって定義される「規制による規範（regulatory standard）」と②企業やNGOによって定義される「自発的な規範（voluntary standard）」に基づいている<sup>80)</sup>。いわば後者による新たなルールの要請、自発的なルールの形成や受容、既存のルールに対する批判や提言などを基礎とした貿易に関するソフト・ローの形成を通じて、次第に前者のハード・ローが形成されていく展望を切り開くのである。

さらに、WTOには、いわば国家と国際機構との狭間におかれた「二重の規範」の問題が内在している。それは、1980年代半ば以降、定着している③「製品の規範」と④「生産工程・方法の規範（standards of process and production methods：PPM）」の区別である。前者は製品の性格を、後者は生産工程の現実を取り扱うものである。たとえば、労働条件の規制は、典型的なPPMの規範であり、環境基準は、物品およびその加工過程に関わる<sup>81)</sup>。この区別をGATTが最初に確認したのは、1991年のツナ・ドルフィン・ケースであった。これは、メキシコが自国海域で投げ網によるキハダマグロ捕獲の際に、網に入ったイルカを殺傷しているとして輸入を禁止した米国の措置に対してGATT違反の裁定がなされ、環境保護団体の批判を招いた事例である。GATTの裁定によれば、こうした措置は、輸入されたマグロの「質もしくは内容」に関してのみ適用できるのであって、マグロが「生産される方法」に関するメキシコの規制が米国の規制を満たさないという理由だけで輸入禁止措置を取ることはできない、というものであった。したがって、無差別原則は、輸入財がどのようなものであるかを制限するに留まり、どのように生産されるかについては無視されてしまう<sup>82)</sup>。この「二重の規範」を、個々の交渉課題に即して、どのよう

第2表 WTO規範のマトリクス

	②自発的な規範	①規制による規範
③製品の規範	産業界とNGO 標準化機構（国内、国際） TBT協定 SPS協定	国内法 多国間環境協定 TBT協定 SPS協定 GATTによる紛争解決
④生産工程・方法の規範	産業界とNGO 標準化機構（国内、国際） TBT協定 SPS協定	国内法 多国間環境協定 ILO TBT協定 SPS協定 WTOによる紛争解決

(出所) Sieglinde Gstöhl, Robert Kaiser, “Mechanisms of Global Trade Governance: The ‘Double Standard’ on Standards in the WTO”, -in Stefan A. Schirm ed., *New Rules for Global Markets – Public and Private Governance in the World Economy*, Palgrave Macmillan, 2004, p.208.

に適用していくかという根本問題が残されているのである。

このように、WTOは、上記の①「規制による規範」、②「自発的な規範」、③「製品の規範」、④「生産工程・方法の規範」の組合せによって多角的交渉を進めていくことになる(第2表)。物品のみならず、サービス、投資、知的所有権などが交渉課題として取り上げられていることから明らかなように、確かにWTOの制度は、規範の導入と適用に関する新しい機会を拡大している。だがWTOは、貿易以外の問題について、より規範形成能力の高い機関と競争するのではなく、外部で形成された規範を導入しようとしている。149か国のコンセンサスを基礎とする組織にとって調整的アプローチが重要であり、WTOは、可能なところでは、義務的な規制ではなく、「自発的な規範」を利用する<sup>83)</sup>。たとえば、TBTおよびSPSは、「規制」および「自発性」にもとづいて各国が、他の組織の設定する製品やPPMに関する規範を導入するよう推奨している<sup>84)</sup>。加えて、TRIPSは、製品とPPMに関する規範の両方を扱い、知

的財産（著作権、パテント、原産地、商標、工業デザイン）の保護のために最低限の規範の適用を必要とする<sup>85</sup>）。このように、製品貿易以外の分野が自由貿易に深く影響を及ぼすようになり、近年、PPMの規範化の方向性が見られるようになった。しかし、国家主権という制約があり、総じて、WTOは、製品に関する規範に関しては協定を相互参照し、PPMに関する規範については紛争解決機関を利用したルール化という2つの方法を併用している<sup>86</sup>）。外国の財に対してPPMの規範を適用することは、輸出国の環境汚染、非人道的労働条件などに関わり、外国の管轄権と激しく衝突する可能性がある。したがって、「規制」によるPPM規範をWTO協定に導入することは、加盟国間の利害対立の危険性をはらんでいる<sup>87</sup>）。

このように、WTOの「二重の規範」は、その柔軟性と内的制約を示している。一方で、WTOは、分野ごとに多様な形式で交渉・協議を重ね、具体的な事例ごとに「規制」と「自発性」を組合せることによって最終的に多角的自由貿易を実現していく柔軟性を備えている。他方で、PPM案件が増加するにしたがって内的制約の問題がクローズアップされざるを得ず、合意形成は困難となる。そして、今のところ、WTOは、自発的な主権の部分的委譲に基づいてこうした矛盾を解決していくEUのような内的メカニズムを欠いている。WTOが、こうした根本問題に直面しているとすれば、次に論じるドーハ開発アジェンダの長期化は避けられないと考えられる。

#### (5) ドーハ開発アジェンダの課題

加盟国の4分の3を占める途上国に配慮して、WTOの下で2001年に開始された交渉ラウンドは、ドーハ開発アジェンダと呼ばれる。途上国の制度構築が強調され、途上国に対する農業補助金ルールの適用緩和、原産地規制撤廃の延期、S&D条項（「特別かつ異なる配慮」の活用）が謳われた。その後、「貿易と開発委員会」が頻繁に開催され、先進国と途上国の利害が対立するS&D条項の見直しも進められた<sup>88</sup>）。にもかかわらず、2003年のカンクーン閣僚会議は挫折し、次のような課題が明らかとなった。ここには、単に南北間の利害対立ば

かりでなく、持続可能な経済発展や貧困の解消を含む社会的課題と経済のグローバル化の推進との矛盾、そして「規則は、誰によって、何のために決められるのか？」<sup>89)</sup>、「誰のWTOなのか？」<sup>90)</sup>という根本的な問が示されている。

①シンガポール・イシュー<sup>91)</sup> 1996年のシンガポール閣僚会議において決定された投資と競争政策に関わる問題である。先進国は無差別原則を歓迎するが、途上国は投資受け入れ条件について裁量権を確保しようとする。無差別原則に基づく競争政策は、途上国独自の産業政策を妨げる可能性がある。

②交渉過程の非対称性 途上国の市場開放や資本移動が課題として取り上げられているのに対して、TRIPsは途上国の技術へのアクセスを妨げ、先進国の農産物市場開放は進まず、人の自由移動は厳しく制限されている。そもそも、「知的財産法は自然法ではなく、実定法であって、その使用者と生産者との利害のバランスを期すべきもの考えられる」<sup>92)</sup>。

③環境、労働 自由貿易の促進は、環境や食品の安全性を犠牲にし、低賃金と劣悪な労働条件を利用した社会的ダンピングを助長する結果となりかねない。これは、GATT条約第20条の一般的例外条項<sup>93)</sup>に関連する問題である。しかし、すでに指摘したように、加盟国の主権や利害の対立ばかりでなく、制度的制約を考えても、PPM規範をWTO協定の条文に加えることは困難であり、「疑似的超国家」の紛争解決メカニズムを利用する場合でさえも、それは環境基準に関してのみであり、労働基準に関しては可能性が低い<sup>94)</sup>。たとえば、WTOは、NGOとの協力を謳っているにもかかわらず、1996年にILO基準の促進を求める労働者グループとの交渉を拒否しており、これは、ILOの労働基準の適応を望まない途上国とそれを利用しようとする企業の利害に沿うものであった。対照的に、先進国のロビーグループは、WTOが労働問題を取り上げるように圧力をかけてきたが、それは、WTOが労働条件の違反に対する貿易制裁を実施する権限を持つからである<sup>95)</sup>。

④二国間協定・地域統合 WTOでの合意形成が難しくなる一方で、二国間あるいは自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の動きが活発化している。1995～2002年にWTOに届け出のあったFTA・EPAは125件に及ぶ<sup>96)</sup>。二国間

投資協定も急増し、1990年代末に累計1,857件を数える。これらは、しばしば、投資、競争、人の移動、電子商取引、環境、労働関連制度の調和などWTOでもルール化が進んでいない分野を含んでいる<sup>97)</sup>。貿易ブロックを作らずに形成された東アジア地域分業の経験を背景に、APECはオープン・リージョナリズムを提唱し、1995年に設置されたAPECビジネス諮問委員会（APEC Business Advisory Council）は、APECの「市場の声」を示している<sup>98)</sup>。近年、東アジアにおける地域協力として、通貨協力や東アジア共同体を目指す機運も高まっている。一方、EUは、先に触れたようにERIの支持を受け、域外地域とも積極的に連携を進めようとしており、EUとASEAMの連携に日本、中国、韓国を加えた協力枠組みアジア・欧州会合（ASEM）も生まれている。いわば官民をあげて経済ルールをめぐる地域間競争が生じており、WTOは、二国間協定・地域統合との共存・連携を図らなければならない。

### 3. 金融ガバナンス

#### (1) ブレトン・ウッズ体制の崩壊と変動相場制への移行

国際金融機関は、BIS、IMF、世界銀行グループ（国際復興開発銀行（IBRD）・国際金融公社（IFC）・国際開発協会（IDA））と姉妹機関である多数国間投資保証機関（MIGA）、投資紛争解決国際センター（ICSID）、および米州開発銀行（IDB）、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）などの地域開発銀行からなる。中心的役割を担うのが、ブレトン・ウッズ金融機関と呼ばれるIMFと世界銀行グループである<sup>99)</sup>。設立当初、IMFは一時的国際収支不均衡の調整による為替相場の安定、世界銀行は長期プロジェクト融資という役割分担があり、IMF固定相場制は高度経済成長の制度的基盤となった。しかし、1960年代、西欧諸国が成長し過剰ドルが蓄積されると、ゴールド・ラッシュ（ドル売り・金買い）とドル危機が生じた。金融規制や投資規制による防衛は、オフショア市場での多国籍銀行業務とユーロ・ダラー市場の急成長をもたらした。1971年の金・ドル交換停止後、1993年から主要国が変動相場制に移行し、これを1978年発効のIMF第2次改正が追認

した。こうして、米国は、資本規制から金融自由化へと方針転換し、ドル相場安定策をとらないビナインニグレクトを決め込んだ。変動相場制の下で、基軸通貨国＝米国は「ドル覇権」を手にし、他の国々は為替相場の乱高下に翻弄されることになった。国際金融市場は、共通の制度的基盤をもたないノン・システムとなった。1985年の介入によるドル高是正の合意（プラザ合意）以降、G7による政策協調が定着した。

## (2) IMFの開発金融機関化とワシントン・コンセンサス

IMFは、通貨管理の中心としての役割を低下させ、次第に開発金融機関化していく。それを示すのが、1986年の構造調整ファシリティ（SAF）、1987年の拡大構造調整ファシリティ（ESAF）である。IMFは、厳しい国内引き締め政策を軸とするコンディショナリティの遵守を担保に、中期融資を提供することによって途上国への介入を強めた<sup>100)</sup>。公的債務のリスケジュールを話し合うパリ・クラブの開催もIMFのコンディショナリティを受け入れることが前提となる。またIMFは、民間資本にゴーサインを送る触媒機能を果たすので、その影響力は実際の援助額よりもはるかに大きい。世界銀行は、1980年にコンディショナリティ付きの構造調整融資（SAL）を導入しており、IMFと世界銀行との棲み分けは曖昧になり、「非公式のクロス・コンディショナリティ」<sup>101)</sup>を通じて協調して行動するようになった<sup>102)</sup>。この問題は、WTOと途上国問題との関係にもかかわる。WTO、IMF、世界銀行の三者のクロス・コンディショナリティが成立するとすれば、後述するようにクォータ配分に基づく意思決定システムによってIMF、世界銀行において強い影響力をもつ先進国が、WTO協定に違反した途上国を「罰する」より大きな権限をもつことになる<sup>103)</sup>。

こうして、市場原理主義と新古典派経済学に依拠したワシントン・コンセンサスと呼ばれる政策パッケージの影響が拡大した（財政規律強化、行政支出見直し、租税改革、金融自由化、為替レート切り下げ、貿易自由化、直接投資促進、民営化、規制緩和、所有権保護）。途上国や移行諸国におけるこうした理念の受容は、体制内において規制緩和や貿易自由化を促進しようとする「国際派」「改

革派」という具体的な利益の担い手と結びつくことによって「内部化」されていったのである<sup>104)</sup>。

1993年、体制移行ファシリティ（STF）が導入され、ワシントン・コンセンサスに基づく急進的な市場移行（ショック療法）が進められた<sup>105)</sup>。ところが、深刻な体制転換不況が生じ、難産の末生まれたロシアの市場経済は著しい不均衡を抱えた「略奪資本主義」<sup>106)</sup>と揶揄される代物だった。東アジア金融危機に対するIMFの対応は、事態を悪化させた。

そしてワシントン・コンセンサスに対する批判が噴出する。後にノーベル経済学賞を受賞するスティグリッツは、当時世界銀行上級副総裁の職にありながら公式の場でIMF批判を行った。1999年12月末のスティグリッツの突然の辞任は、米国財務省・IMFとの対立の結果であった<sup>107)</sup>。同氏が提唱するポスト・ワシントン・コンセンサスの要は、競争を重視した市場の制度的基盤の構築であり、グローバル経済のガバナンスにとっても示唆的である<sup>108)</sup>。

J. アーレンスは、ワシントン・コンセンサスの問題点を次のように整理している<sup>109)</sup>。

- ① インフレ対策の強調は、金融システムの脆弱性や金融自由化のシークエンシングといったマクロ経済の不安定化の重要な源泉から関心をそらし、競争政策、教育、技術移転、透明性の改善、有効なコーポレート・ガバナンスを無視する結果をもたらす。
- ② 所得・厚生配分問題や貧困削減が明示されていないことは、途上国や移行経済諸国において低開発と政策受け入れに関する政治・経済的問題をもたらす。
- ③ 外部性、規模の経済性、不完全市場、不完全情報に起因する政府介入の必要性を無視する。
- ④ 国家の規模を縮小することが官僚の利害、仕事、価値観に抵触することを無視する。
- ⑤ 社会・政治的影響、経済と政体の相互作用、つまり経済制度や経済活動が、社会制度、政治制度の複雑な構造の中に埋め込まれていること

を無視する。

- ⑥ 開発と移行における政治制度と経済制度、特に政策の形成、実施、執行（enforcement）に関連した制度問題を無視する。
- ⑦ 政策の改革の有効性と実現性、ひいては経済実績に与える公式制度のインパクトおよび社会資本と信頼といった非公式の制度の影響を無視する。

このように、社会制度と市場経済との関連性を軽視したワシントン・コンセンサスは、もはや単なる経済アジェンダではなく、政治的含意をもつ。健全な政策の立案と実施の能力が切り崩され、政治能力そのものが打撃を受ける。これは、市場を支える制度の未成熟な途上国や移行経済諸国の経済を無防備のままグローバルな金融市場に放置することに他ならない<sup>110)</sup>。事実、1980年代後半以降、IMF 8 条国となり自国通貨の経常勘定の交換性を維持するという義務を受け入れた国々が急増した。途上国貿易における経常勘定の交換性の下で行われた貿易のシェアは、1985年の30%から1997年には70%に上昇した<sup>111)</sup>。

こうした点を考えれば、ワシントン・コンセンサスは、単に開発支援政策の問題に留まらず、グローバル・ガバナンスに関わる問題を孕んでいる。ポスト・ワシントン・コンセンサスの模索は、グローバル経済のガバナンスを考える上でも重要な課題である。

### (3) IMFの組織と意思決定

IMFには、182カ国が加盟し、総務会がその最高意思決定機関である。しかし、実際には、日常業務の大半は理事会によって行われる。それは、割当額（クォータ）の上位5カ国の任命理事と他の加盟国から選出される19名の選任理事から構成される。専務理事は事務局の長として通常業務を行うが、これは常に欧米人のポストである。クォータの配分は、米国17.1%、日本6.1%、ドイツ6.0%、フランスとイギリスが各4.95%で、これに応じて議決権が割り当てられている<sup>112)</sup>。実質的には米国が決定権を握っており、「IMFでは1国が、しかも1国だけが拒否権を握っている。これはG1と呼ばれ、しかも、その権限の

行使が恥ずかしいこととは見なされていない」<sup>113)</sup>。

一方で、加重多数決制にもかかわらず、北側の反対者は、実際にはIMFが資金提供者に対する直接の説明責任<sup>アカウンタビリティ</sup>をもたない顔のない官僚によって運営されていると批判する。他方で、南側の反対者は、国家主権（sovereignty）がコンディショナリティによって直接脅威にさらされていると批判する<sup>114)</sup>。NGOとの協力を進める世界銀行に比べると、IMFは、閉ざされた組織であり、NGOとの接触は非公式にとどまる。程度の差はあれ、IMF・世界銀行は、コンディショナリティを通じて国家や市民、さらに世界経済に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、その決定の結果を甘受する当事者に対する説明責任を負っていない。それが及ぶのは、せいぜい中央銀行や財務省である。シュアホルダーに基づいた議決権の配分の下で、先進国が決定権を独占している。対照的に、援助対象となる途上国や移行国は、主たるステークホルダーであるにもかかわらず、わずかな議決権しかもたない。そのため、途上国が直面している社会問題への対策が後回しになる傾向が生じる。

#### (4) 市場の自己規律を重視した金融ガバナンスにおける官民の連携

**国際金融アーキテクチャー** IMFの改革は、国際金融アーキテクチャー<sup>115)</sup>の構築という枠組みの中で進められようとしている。金融危機に対応するために補完的準備融資ファシリティ（1997年）や予防的クレジット・ライン（1999年）が導入されているものの、それは、IMFの「最後の貸し手」機能を強化するというより、次のように機能を限定し効率性と信頼性を高めようとするものである。①マクロ経済政策や資本移動に対するサーベイランス（監視）の強化による危機予防、②受入国のオーナーシップ（主体性）を考慮したコンディショナリティの効率化、③金融危機の際に投資リスクを過小評価（モラル・ハザード）した民間セクターに応分の負担を求める官民協力、④透明性と説明責任<sup>アカウンタビリティ</sup>の強化。2001年の独立評価機関の設置は、IMFの政策の影響を受ける国や人々に対する外的説明責任<sup>アカウンタビリティ</sup>の強化につながると期待される。

**BIS規制** 規制緩和の下では、市場の自己規律が重要になり、オフショア市

場において活動する銀行の監督・規制についてBIS規制が大きな役割を果たすようになった<sup>116)</sup>。西ドイツのヘルシュタット銀行の破綻を契機として、G10の銀行監督機関と中央銀行によってバーゼル銀行監督委員会が設置され、1975年、本国と受入国の監督機関の責任分担に関する合意（バーゼル・コンコordat）が成立した。1988年には、銀行の自己資本比率規制の統一を目指すバーゼル・アコードが合意された。これに基づいた各国の銀行規制の総称がBIS規制であり、2006年から導入予定の新BIS規制は、最低自己資本規制、銀行内部のリスク管理能力の検証、情報開示による市場規律の実効性向上、という銀行の自己管理能力を重視した監督体制を目指している。バーゼル銀行監督委員会は公式の国際的権限を持たず、その規制は法的拘束力を持たない。しかし、その決定は、G10中央銀行総裁に報告・承認されたものであり、強い影響力をもっている。

**金融安定化フォーラム（FSF）** 1999年2月、G7は、BIS総裁を議長とする国際基準と透明性を確立するためのFSF<sup>117)</sup>の創設を承認した。構成メンバーは、各国代表、国際金融機関代表（IMF、世界銀行、BIS、OECD）、国際監督者組織代表（バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際協会）、中央銀行組織代表、である。情報交換によって金融システムの脆弱性と対策を確認し、機関間の協調を図ることを目的としたフォーラムで、全会一致で合意されたものが国際基準として公表される。

**国際会計基準（IAS）** また、世界の投資家、監査人、政府、金融機関規制当局、証券取引規制当局などに認められる財務諸表監査基準・ガイドラインが必要となった。民間団体である国際会計基準委員会（2001年国際会計基準審議会に改組）によってIAS作りが進められ、2000年にIOSCOがこれを承認した。さらに国際会計士連盟（IFAC）は、国際監査基準（ISAs）の承認を目指している<sup>118)</sup>。なお、EU加盟国では、2005年から上場会社の連結決算書はIASの適用を認めている。EU域外の企業がEU内の資本市場に上場・起債する場合には、2007年までにIAS準拠の財務諸表の作成が義務づけられている<sup>119)</sup>。

#### 4. 通商・金融ガバナンスの改革——外的説明責任を高める

IMF・世界銀行、WTOの活動は、環境、開発、人権など広く社会問題と関連しており、市民社会に対する説明責任を求められている。WTOにおいて途上国に実質的な意思決定権を付与し内的説明責任を高めるとともに、外的説明責任を高めることによって、他の国際機構、FTA、民間機関、NGOなどの連携を深めることが必要になっている。

また、WTOの課題である自由貿易は、UNCTADの課題と重なり、国連のミレニアム開発目標達成にも協力することが必要となっている<sup>120)</sup>。さらに、マラケシュ協定の「グローバルな経済政策形成における一貫性の達成へのWTOの貢献に関する宣言」にもとづいて、WTO、IMF、世界銀行の協力が進められようとしている<sup>121)</sup>。

このためには、WTOの無差別原則の徹底やIMFのワシントン・コンセンサスをすべてに適用する統一化アプローチだけでは限界がある。世界を構成する国家、国際機構、企業、市民の多様性を前提にした調整的アプローチが重要になる。TBTにおける相互承認、GATS市場アクセス条項における規制制限、TRIPsやBIS規制のミニマム設定、ピア・プレッシャー（情報公開による自発的調整）は、その実例である（第3表）。

### 第4節 EUの経済ガバナンスの多元性

EUは、統一化と調整という2つのアプローチを組み合わせた多元的ガバナンスに立脚しており、国際機構改革へのヒントを与えてくれる。その多元性は、単なる政府間協力を留まらず、EUへの権限の委譲から国家のオートノミーに至るEUと加盟国の多様な協力を支える諸制度を通じて実現されている。そこで、本節では、EUの経済ガバナンスを支えている制度について検討することにしよう。

#### 1. 経済通貨同盟（EMU）<sup>122)</sup>と通貨の覇権領域の拡大の可能性

1970年代の域内為替相場の変動は、域内貿易依存度50%を超えていたEU経

第3表 国際機構における協力態様

	態様		具体例
統一化 アプローチ	制度の統一		EU独禁法 郵便制度 電気通信制度 度量衡
調整的 アプローチ	相互承認	他国の制度を相互に認める。	各種相互承認協定 TBT協定
	規制制限	政府の介入を最小限に制限（政府が採るべきでない措置を規定）。	GATS市場アクセス条項
	ミニマム設定	最低限のレベルを設定（各国国内の制度と重複・矛盾はしない）。	TRIPs BIS規制 各種二国間競争法協力協定
	結果の義務の設定	達成方法は各国の裁量とし、結果の義務を課す。	バーゼル条約 気候変動枠組条約
	ピア・プレッシャー	情報の公開による自律的調整（各国に特定の義務を課すものではない）。	原子力安全条約 NAFTA補完協定 （労働／環境）

（出所）『通商白書（平成13年度版総論）』2001年web版、第4-2-11表を一部修正。

済を混乱させ、「ドルからの自立」はEUの悲願となった。共同フロート制（スネーク）の試みは失敗したが、1979年、平価調整可能なアジャスタブル・ペッグを採用した欧州通貨制度（EMS）が発足した。これにより、1983年以降は為替相場が安定し、欧州内でマルクの基軸通貨化が進んだ。しかし、資本移動の自由化が進むとEMSの維持は、早晚困難になる。1992年のEMSに対する投機の結果、イギリスとイタリアはEMSを離脱し、変動幅は±2.25%から±15%へと拡大された。

資本の自由移動の下では、完全フロート制か通貨統合かいずれかの選択肢しか残されていない<sup>123)</sup>。EUは、通貨統合を選択しユーロを導入した。ユーロは、ヨーロッパ周辺地域で決済や投資に広く使われ、ユーロを採用したユーロ域12

カ国を超えて地域的国際通貨となり、ユーロ圏が形成されはじめている<sup>124)</sup>。「国の強制する領土性の影響と、市場主体の取引ネットワークによる影響の両方が及ぶ範囲」という「通貨の覇権領域」の概念を援用すれば<sup>125)</sup>、ユーロ域を超えて広がるユーロ圏は、ユーロの覇権領域の拡大を意味すると考えられる<sup>126)</sup>。そこでは、「主要な経済主体は、複数の取引ネットワークの中から最善の選択肢を選ぶことによって、公的当局の政策操作を凌駕する新しい力形態を得」<sup>127)</sup>ている。

ヨーロッパは、ドルから自立できたわけではない。ユーロの登場は米国に金融節度を思い出させる契機となるとしても、ドルは依然として基軸通貨であり、ドルとユーロの為替相場変動は世界経済に大きな影響をもたらしている<sup>128)</sup>。また欧州中央銀行（ECB）は、市場の信認を目指しているのであって、安定した国際金融制度の構築に積極的に関与しようとはしない<sup>129)</sup>。

しかし、「対抗する通貨が現れば、覇権通貨発行国に対する支配力が侵害され」、「力を有効に使うには、直接、間接を問わずさまざまな誘因を駆使して、体系的に市場の好意を引き出すことが肝要になりつつある」<sup>130)</sup>。したがって、「ユーロの世界市場への導入ははっきりと目に見える形で行われ」、「アメリカと同様に、理想的な選択肢は中庸政策であり、過剰反応や無関心に陥ることなく、新通貨の基礎の安定を高める一般政策に力を入れる慎重な姿勢が重要となる」<sup>131)</sup>。こうした「市場との対話」の重要性を考慮するならば、ユーロ導入前の大々的なキャンペーン、現在のECBの極めて慎重な対応はむしろ自明のことであり、通貨の覇権領域の拡大の基礎固めの段階にあるといえよう。事実、ECBは、アメリカ連邦準備制度と比べても、少なくとも組織としては、次のように十分な制度的基盤を有しているとの評価もなされている<sup>132)</sup>。①金融政策の主目的とECBの独立性の定義。②均衡財政を前提とし、雇用・成長問題を財政・金融政策ではなく、構造政策の役割として明確に区別している。③12カ国を対象とする金融政策実施のために精巧に組織された中央銀行である。

このように、ECBが堅実な金融スタンスによって市場の信頼を確保しつつ、いわばビナインニグレクトの姿勢をとり続ける背後には、実質的にユーロ圏の

広がりを容認し、ユーロの覇権領域の拡大を図ろうとする意図が隠されているといえないだろうか。ドル覇権が、米国の経済力とともにユーロ・ダラーによって支えられていることを想起すれば、ECBがユーロ・ダラーならぬ、ユーロ・ユーロ市場の成長を待っているという評価も可能であろう。ユーロの覇権領域の問題は、ロシアとのエネルギー貿易のユーロ決済化や共通空間形成、欧州近隣諸国政策という政治的領域における影響圏の拡大という政策とも重なっている<sup>133)</sup>。

## 2. ECBと経済財政理事会 (ECOFIN) のあいだ

1993年、マーストリヒト条約は、通貨統合参加条件として経済収斂基準 (①物価安定、②適度な金利、③為替相場安定、④健全財政) を定めた。①～③は一元金融政策に不可欠な条件であり、中央集権的性格をもつ通貨同盟と関連している。④は各国が財政権限を保持する分権的な構造を前提とした経済同盟の下でユーロに対する市場の信認を得るための条件である。通貨同盟は、ECBが金融政策を決定しユーロ参加国中央銀行 (12カ国) が実施するユーロシステムとECBと全加盟国中央銀行 (25カ国) で構成される欧州中央銀行制度 (ESCB) からなる。ECBと各国の中央銀行は、①政府からの独立性と②欧州委員会、欧州議会からの独立性という二重の独立性を得ている<sup>134)</sup>。ECBの主目的は物価安定であり、通貨供給量 ( $M_3$ ) の増加率の参照値と他の経済・金融指標、を考慮して政策が決定される。経済同盟では、ECOFINが「広範な経済政策ガイドライン」を定め、多角的監視手続きによって各国の財政政策の調整を行う。ユーロ参加国は「安定・成長協定」によって財政規律強化を強いられながらも財政権限を保持し、自主的判断で政策を実施する。

ECBとECOFINという非対称な組み合わせに、EUの経済ガバナンスの柔軟性と複雑性が現れている。ECBの金融政策は、政治的独立性によって非政治化されており、その結果について説明責任を負わない。ECBは、アカウンタビリティアカウンタビリティと透明性を謳っているが、それは市場に情報と政策意図を明確に伝えることを示しているにすぎない<sup>135)</sup>。ところが、財政政策に主たる責任を負う

のは国民の納税によって支えられている国家である。国家は、少なくとも財政政策について、自国民に対する内的説明責任<sup>・アカウンタビリティ</sup>とともに、「安定・成長協定」によって市場、EU、他の加盟国に対する外的説明責任<sup>・アカウンタビリティ</sup>を負っている。こうして、ECBとECOFINとのあいだには、「市場との対話」と「市民社会との対話」の矛盾が現れることになる。

### 3. 経済ガバナンスに見る補完性原理の実際

EUは、次のような経済ガバナンス方式のパッチワークである。①委譲：EU権限と加盟国との共同権限。②コミットメント：加盟国が最終的権限をもつが、EUのサーベイランス・制裁を受ける（例：過剰財政赤字手続き）。③調整：ミクロ経済政策、経済と社会に関わる領域の大半は加盟国レベルで決定・実施されるが、相互サーベイランス、対話、ベンチマークが大きな影響力をもつ。過剰財政赤字手続きの対象以外のマクロ政策が含まれる。調整には、厳格なガイドライン（例：遵守を期待され多角的サーベイランスを受ける「広範な経済政策ガイドライン」）、特定多数決による共通ルール（例：単一市場規制）、情報交換と相互評価（例：2000年に導入された「裁量的政策調整（Open method of Coordination：OMC）」）、がある。④オートノミー：政策対話を除き、EUレベルでの関与なしに、加盟国内部で決定・実施される（第4表および付属資料を参照）。

また経済同盟における政策協調はOMCに基づいて行われている。カーディフ・プロセスは、財、サービス、資本の域内市場の機能改善をめざす。ケルン・プロセスは、労資間のマクロ経済対話を促進する。ルクセンブルク・プロセスは、アムステルダム条約において導入された雇用戦略への対応であり、これらのプロセスを経て、「広範な経済政策ガイドライン」の草稿が作成される<sup>136)</sup>。

これらは、厳格な共同ルールから穏健な調整・対話にいたる次のような様々な政策用具によって実現される<sup>137)</sup>。①EU法：基本条約、規則（自動的に国内法）、指令（加盟国が国内法として立法）、決定（特定の国、企業、個人を拘束）、勧告・意見（拘束力なし）、②欧州理事会の政治的指針、④共同交渉権限（貿易

第4表 EUの経済ガバナンスレジーム

	マイクロ政策	マクロ政策
委譲	共通農業政策 貿易(財) 競争(大部分) 製品市場のルール 地域開発(一部) 研究・開発(EUレベル)	金融政策*
コミットメント	付加価値税 国家の補助金 温室効果ガス排出管理	財政政策(第104条)*
調整	労働市場 財政監督 サービス・便益市場 地域開発	財政政策(第99条)*
オートノミー	直接税 国の公共支出 教育 福祉 研究・開発(国家レベル)	

\*ユーロ参加諸国にのみに適用。なお、EC条約第104条は過剰財政赤字、同第99条は経済政策の調和に関する条項である。

(出所) A. Sapir, P. Aghion, G. Bertola, M. Hellwing, J. Pisani-Ferry, D. Rosati, J. Vinals, H. Wallace, *An Agenda for a Growing Europe – The Sapir Report*, Oxford, 2004, p.94.

交渉では厳格、排出ガス規制では穏健)、⑤制裁、⑥財政的刺激(構造・結束政策、R&D政策)、⑦目標、ベンチマーク、指針(「広範な経済政策ガイドライン」)、⑧「自発的」な提携・政策収斂、⑨多様なステークホルダーとの対話を含むネットワーク・ガバナンス形態。このように、協力態様は極めて多様であり、分野によって役割と責任は異なるが、EUと国家は渾然一体となっている。この点をサピル・レポートは、次のように端的に指摘している。

「EUの選択が、「まさに」共同体方式と「政府間」協力の諸形態とのあいだにあると考えるのは完全な誤りである」<sup>138)</sup>。

#### 4. EUの経済ガバナンスの変化：単一市場とリスボン戦略の比較

これまでのガバナンス方式は、次のように特徴づけられる<sup>139)</sup>。①EU法（規則、指令、決定）は、単一市場、共通農業政策、貿易に集中している。②部門政策、競争政策、貿易では規則・決定が多く、単一市場では国家の裁量の余地がある指令が多用された。③EMU関連法は、マクロ経済政策枠組みの設定と単一通貨導入に限定されている。④しかしルール設定ばかりでなく、競争政策やECBの金融政策のような裁量的な決定へのEUの関与が増えた。⑤リスボン戦略で重要となる技術革新、教育、研究の分野におけるEUの活動は少ない。

2000年、社会的結束を重視しつつ、世界で最も競争力をもつ経済圏となることを目指すリスボン戦略がスタートした。1985年の単一市場と比較すると、限定された中間目標、厳密に定義された手段と道具が、広い目標、穏健な手段、弱い道具に置き換えられている（第5表）。これは、課題の違いに起因している。単一市場の課題は、ヒト・モノ・サービス・資本の自由移動の障壁除去によって競争条件を整えることであり、EMUもそのための金融制度を作り出すものだった。したがって、主に産業界とエリートが合意すれば実現可能であった。

しかし、リスボン戦略の課題は、経済発展と社会的結束の両立であり、それは国家内部における労資間の妥協を前提として形成されてきたコーポラティズム（ヨーロッパ社会モデル）あるいは福祉国家の再編という課題と関わり、その過程で新たに生じる社会問題を解決する方法を模索しながら進められる。したがって、アカウンタビリティ内的説明責任を高め、国民的合意形成を図りながら改革をすすめるなければならない。国家が主たる戦略の担い手となる。同時に、アカウンタビリティ外的説明責任を高め、共通目標達成のためのベンチマークの設定や共同モニタリングによって、加盟国をレジーム間競争に置き、自発的に改革を進めさせる調整的アプローチが主なガバナンス方式となる<sup>140)</sup>。OMCは、リスボン戦略において定式化されており<sup>141)</sup>、リスボン戦略の成否と新しいガバナンス方式としてのOMCの実効性は相互に関連している。つまり、規制基準（regulatory standards）に基づく「古いガバナンス」とベンチマークに照らした最良の実践（best practice）

第5表 単一市場（1985年）とリスボン戦略（2000年）のガバナンス方式の比較

	単一市場	リスボン戦略
究極的目的	統合と成長	成長、社会的結束、雇用
中間目標	製品・サービスの国境を越える 取引コストの除去	教育・技術革新の促進、研究・ 開発費の増額、サービス産業の自由化、 労働参加と雇用率の引き上げなど
手段	国境管理の撤廃、 法の調和と接近	共通目標の設定、実績報告と ベンチマーク、共同モニタリング
道具	EU指令、司法裁判所の 判例による実施	ほとんどの場合、国家 (歳出、税制、規制)

(出所) A. Sapir, P. Aghion, G. Bertola, M. Hellwing, J. Pisani-Ferry, D. Rosati, J. Vinals, H. Wallace, *An Agenda for a Growing Europe – The Sapir Report*, Oxford, 2004, p.105.

に基づく「新しいガバナンス」が、どのような補完関係となりうるか<sup>142)</sup>は、現実的な課題でもあり、理論的な課題でもある<sup>143)</sup>。

このように、EUの経済ガバナンスは、複雑性と非効率、調整方式の困難という弱点を抱えている。しかし、EUは、自発的な主権の部分的委譲を基礎として地域レベルで統一化アプローチと調整的アプローチを結合することによって経済のグローバル化に適応し、同時に内的説明責任<sup>・アカウンタビリティ</sup>を制度化しようとするモデルを提供している。

## 第5節 グローバル・コンパクト<sup>144)</sup>

——コーポレート・ガバナンスを通じてグローバル・ガバナンスを実現する

国連でも、グローバル・コンパクトという官民協力を基礎とした経済ガバナンス改革の試みが始まっている。その背景には、企業と市民が直接対話する「グローバルな公共領域」の出現と環境、人権、社会問題への企業の対応を評価基準に取り入れた社会的責任投資（SRI）の急成長がある。環境破壊や人権

問題を引き起こした企業は、不買運動や訴訟の対象となり、市場評価の低下というリスクに直面する。ここでは、企業自身が市民社会の善き担い手であることを証明しなければならない。企業の社会的責任（CSR）は単に企業防衛やリスク回避ではない。株主ばかりでなく、従業員、消費者、地域社会、NGOなど多様なステークホルダーによる監視、評価、批判、提言を受けとめ、企業が社会的課題に関与することは、従業員のモチベーションや企業のブランドイメージを高め、投資家向け広報活動ともなり、新たな価値創造のチャンスを広げる<sup>145)</sup>。

多国籍企業がグローバル化の推進力であることを考えれば、グローバル・ガバナンスとコーポレート・ガバナンスはともに、出資国利害や株主利害にとどまらず、内外の多様なステークホルダーに対する説明責任<sup>アカウンタビリティ</sup>によって正当性を確保する必要に迫られている。前者において遵守されるべき国際ルールを、後者を通じて実現しようとする試みが、国連のグローバル・コンパクトである。参加手続きは、原則への支持を表明し、そのための行動を約束する書簡と企業概要を国連事務総長に送ればよい。これは、1999年に国連アナン事務総長が、世界経済フォーラムにおいて呼びかけたもので、2004年に汚職防止が追加された。これらの諸原則は、「世界人権宣言」、「労働の基本原則と権利に関する宣言」（ILO）、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」、ミレニアム開発目標、と合致している<sup>146)</sup>。

これまでの多国籍企業に関する国際規範としては、OECDガイドライン（1976年）、多国籍企業と社会政策に関するILO三者宣言（1977年）、国連多国籍行動綱領草案などがある。しかし、グローバル・コンパクトは、外から規制を加えるというアプローチ<sup>147)</sup>を見直し、国連のもつ国際的な正当性を担保に民間企業の自発的協力を引き出し、「企業秘密」によって治外法権となっていたグローバルビジネスの空間に国連の基本的理念を浸透させようとする枠組みである。

この試みに対して、すでに多くの問題点が指摘されている。国連が企業の収益活動の隠れ蓑になる<sup>148)</sup>ばかりか、国連が多国籍企業の支配下に置かれる危

第6表 グローバル・コンパクトの諸原則

人権：①人権擁護、②人権侵害に加担しない
労働：③結社の自由、④強制労働排除、⑤児童労働の実効的な廃止、 ⑥雇用・職業差別の撤廃
環境：⑦環境問題予防、⑧環境責任、⑨環境に優しい技術の開発
⑩汚職防止

(出所) <http://www.unglobalcompact.org/AboutTheGC/TheTenPrinciples/index.html>

険性<sup>149)</sup>、またトランスファー・プライシング（企業内資金移転価格）やタックスヘイブンを利用した企業の租税回避行動の規制には無力であるなどの懸念が残る。規則の厳格な実施を保障するモニタリング機能の欠如、紛争解決の第三者への委譲メカニズムの欠如など典型的なソフト・ローの問題点も指摘されており<sup>150)</sup>、ボトムアップ方式のソフト・ローが、ハード・ローの形成をもたらすかどうかは、未だ不明である<sup>151)</sup>。

しかし、グローバル・コンパクトは、国連、企業、NGOなどの自発的なネットワーク作りの枠組みを提供し、いわば官民の連携によって経済のグローバル化とガバナンスのギャップを埋め、「市場の声」と「市民社会の声」の両立を図ろうとする新たな試みであることを看過すべきではない。そこで重要となるのは、内外の多様なステークホルダーに対する透明性と説明責任である。

## 第6節「市場促進的ガバナンス機構」モデルと説明責任

「国民国家」は、国際機構や国際規範からなるグローバル・ガバナンスのネットワークに組み込まれ、グローバル化への適応力を高めている。だが一方で、「国民国家」は決定者と決定の受容者との緊張関係を緩和し、社会問題に対する妥協を生み出す制度としての機能を低下させている。そこで重要となるのは、国家、国際機構、企業の決定における内的説明責任だけでなく、それらの決定が影響を及ぼす外部の多様なステークホルダーに対する外的説明責任を強

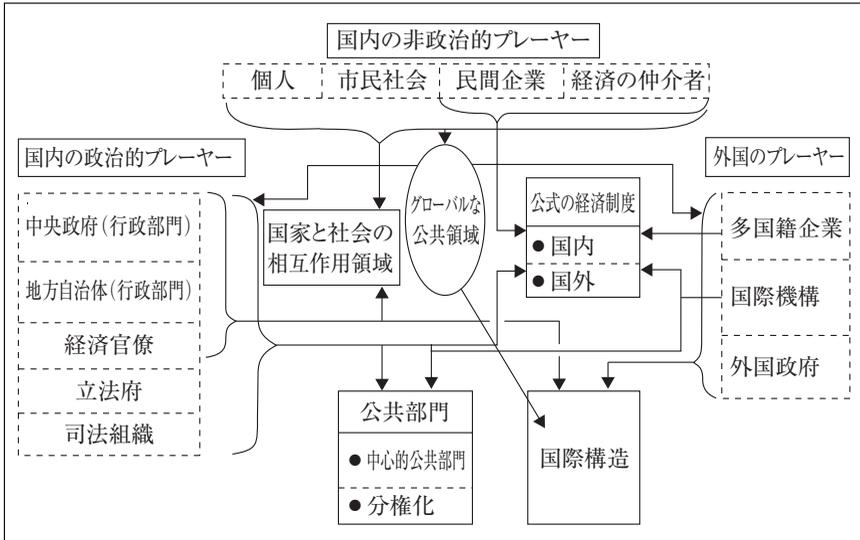
化することである。

「市場との対話」と「市民社会との対話」の両立は可能かという本稿の問題関心からみて、J.アーレンスの「市場促進的なガバナンス機構 (Market-Enhancing Governance Structure)」は示唆的である。これによれば、ガバナンスに関わる政策の導きの糸は、政策の改革を効果的に実現し、民間部門の発展を促す制度能力である。政策立案者あるいは市民の選好、公式の制度構築に対する非公式の拘束の影響、市場の失敗と調整の失敗の程度と種類によって、異なった改革戦略が可能である。「市場促進的なガバナンス機構」の構造的基礎は、公的機関職員と民間の経済アクターの両方の期待を安定化させるものでなければならず、適切な実施、執行 (enforcement)、持続可能性が不可欠である。同時に、政治、経済、国際関係、技術変化に対する柔軟な適応性が必要である<sup>152)</sup>。

アーレンスは、次の5つの要素を考慮した「市場促進的なガバナンス機構」のモデルを提示している<sup>153)</sup>。

- ① 一国の政体の機能を支配する中心的公共部門（司法、行政、政治的意思決定機構など）
- ② 国家と社会の対話（公共部門の政策と民間部門や市民社会の必要性や活動とを結びつける諸制度）
- ③ 市場における交換条件を決定する公式の経済制度：国内企業、業界団体、多国籍企業によって作られ執行 (enforce) される内的な諸制度と国家によって執行される外的な諸制度。
- ④ 国際構造：これは、国際分業にどの程度参加し、それを通じてどの程度拘束されているかを決定する。一方で、これには、国内企業が直面する国際競争、国民経済や国内の政策形成に対する外国投資家の影響がある。他方で、これは、IMF、WTO、ILOなどの国際機構への加盟によって当該国が受ける規制や制約、外国政府との契約関係にも関わる。
- ⑤ 政策の質や結果に強い影響をもたらすにもかかわらず、政治設計によって変えることのできない、当該社会の社会的資本を含む非公式な諸

第8図 グローバル経済下の「市場促進的ガバナンス機構」のための分析枠組み



(出所) Joachim Ahrens, *Governance and Economic Development – A Comparative Institutional Approach*, Edward Elgar, 2002, p.177の図に、筆者が「グローバルな公共領域」を加筆。

制度。

このモデルに、国家機構に媒介されず、様々なステークホルダーが利害を直接に表現し合う「グローバルなルール設定を中心に組織された言説・主張・行動のアリーナ」である「グローバルな公共領域」を追加したものが第8図の分析枠組みである。

ここで、国内の政治アクターは、社会に普及している非公式な諸制度を例外として、基本的にガバナンスを形成する手段と権力を持つ。国家、少なくとも地方自治体レベルでの政治的関与は、有効なガバナンス形成の前提条件であるが、強力な仲介組織や活動的な企業家は公式の政策を強化し、時に政策の失敗を補完する。そこで重要な役割を果たすのは、業界団体、市民組織、民間企業、地方政府、国際機構である。政府の中央やサブナショナルなレベルに拘束的な政治的コミットメントが欠けている場合にさえ、国内の非政治的アクターや外国のアクターは、民間秩序、政府や他の政治派閥の改革意識をもつグループと

の協力の構築、あるいは国際ルールの導入や政策決定における国際基準の適用を政府に求める政治的圧力によってガバナンスの質を強化することを求めるかもしれない。権力をもつ、あるいは少なくとも適切な提携と合意の形成を通じて制度的変化に影響を及ぼす手段をもつ政治諸勢力が存在すれば、「市場促進的ガバナンス機構」が実現可能となる。

しかし、「グローバルな公共領域」における市場と社会の合意の形成が必要となりつつある新たな状況を考えれば、市民、企業、国家、国際機構、内外の多様なアクターの合意を形成し、安定した国際構造を創出するには、信頼性、説明責任、参加、予測可能性、透明性のガバナンスの諸原則を如何に実効あるものにするかが、将来的に重要な課題となる<sup>154)</sup>。いわゆる国内における市場と社会の妥協を組織化した福祉国家モデルの解体・再編といった問題も、それ自体の正否を問う前に、こうしたグローバルな文脈におかれ「グローバルな公共領域」における妥協と合意の形成が必要であることを前提として議論されるべきであろう。

今や、市場と社会の妥協と調和をグローバルな次元で確保する新たな経済ガバナンスを構築することが課題となっている。IMF、世界銀行、WTO、国連、G7など主要な国際機構やフォーラムのあいだで役割分担を明確化するとともに、市場の自己規律、民間規制機関、コーポレート・ガバナンスとの有機的な連携を作り出し、いわば官民一体となったグローバル経済ガバナンスのネットワークを作り出すことが焦眉の課題となっている。こうした多様な主体間の自発的協力には、透明性と内外説明責任が不可欠である。国際機構には、「市場との対話」を通じた安定したグローバルなビジネス環境の整備と「市民社会との対話」を通じた社会問題の解決を両立させるガバナンス構築のエージェントとしての役割が期待される。

EUは、複雑さと非効率という弱点を抱えているが、その柔軟で多元的な経済ガバナンスは、自発性に基づいて協力を進める有効なモデルである。EUは、国際機構と連携してグローバル経済ガバナンスの一要素となり、同時にその過程を通じて多元的開放型EUモデルの影響を拡大し、グローバル経済ガバナ

スの改善に貢献するであろう。

なお、本稿では、EUについて、他の国際機構との相違点を示すに留まり、グローバルな通商・金融ガバナンスにおけるEUの積極的な役割については論じることができなかった。これらについては、別の機会に検討したい。

**付記：**本稿は、平成16-18年度科研費B「ノーザンディメンション－拡大EUとスラブ圏の域際交流の拡大によるヨーロッパ経済空間の再編」（課題番号：16330052）、および平成17年度石橋湛山基金研究助成、平成17年度立正大学経済研究所研究助成による研究成果の一部である。

- 
- 1) スーザン・ストレンジ著、櫻井公人訳『国家の退場－グローバル経済の新しい主役たち』岩波書店、1998年、319頁。
  - 2) スーザン・ジョージ、マーティン・ウルフ著、杉村昌昭訳『【徹底討論】グローバル化の賛成 反対』作品社、2002年、123頁。
  - 3) アンソニー・ギデンス著、佐和隆光訳『暴走する資本主義』ダイヤモンド社、2001年、154頁、162頁。
  - 4) 本稿では、開発問題と深い関連をもつ世界銀行については割愛する。必要な場合に簡単に言及するに留める。
  - 5) 以下の記述は、主に次の文献に基づいている。Manfred B. Steger, *Globalization – A Very Short Introduction*, Oxford, 2003, pp.63–64. この文献については、小島健氏にご教示いただいた。なお、EUについて、次のような指摘がある。「単一市場と国家およびEUレベルで採られた単一市場関連措置の効果は二重である。つまり、国家から市場への権威の移行、また中央政府から地方・地域当局への漸次的な権威の移行である」。(A. P. Scholtbach, “The European Union and Its Expanding Eastern and Southern Borders”-in A. E. Fernández Jilberto and André Mommen eds., *Regionalization and Globalization in the Modern World Economy – Perspectives on the Third World and transitional economies*, Routledge, 1998, p.149.)
  - 6) ジョン・ジェラード・ラギー「埋め込まれた自由主義のグローバル化－企業との関係」D. ヘルド、M. K. アーキブージ編、中谷義和監訳『グロー

- バル化をどうとらえるか ―ガバナンスの新天地平』法律文化社、2004年、92頁。
- 7) 同上、93頁。
  - 8) ここでは、D. ナヤールがmissing institutionsとして論じている項目のみを示す。詳細については、次の文献を参照。D. Nayyar, “The Existing System and the Missing Institutions”, -in D. Nayyar ed., *Governing Globalization – Issues and Institutions*, Oxford, 2002, pp. 367 – 375.
  - 9) ラギー、前掲論文、102頁。
  - 10) 詳しくは、以下のサイトを参照。http://www.corpwatch.org/search.php?q=nike
  - 11) 詳しくは、以下のサイトを参照。http://nike.jp/nikebiz/global/giving\_global.html
  - 12) http://www.walmartmovie.com/
  - 13) http://premium.nikkeibp.co.jp/retail/column/suzuki2/04/を参照した。
  - 14) “Evidence of Strategic Human Resource Management according to Wal-Mart”, *The New York Times*, 26 October, 2005. 2005年11月11日の林正樹氏による比較経営学会メーリングリストへの投稿により、この記事の存在を知った。
  - 15) 2005年春に設立されたNPO。詳しくは、次のサイトを参照。http://walmartwatch.com/
  - 16) David Geld, *Global Covenant – The Social Alternative to the Washington Consensus*, polity, 2004, pp.25–26. (邦訳書：ヘルド著、中谷義和、柳原克行訳『グローバル社会民主政の展望 – 経済・政治・法のフロンティア』日本経済評論社、2005年)。同原書について横山幸永氏にご教示いただいた。本稿執筆に当たり、同書から大きな示唆を受けた。後日、邦訳書の存在を知り、本稿での引用については、できるだけ邦訳書を参照・引用することにしたが、一部変更した箇所もある。
  - 17) この図を、国境を越えた生産連鎖と金融統合の条件の下で形成される「企業秘密」に守られたグローバルビジネスの空間を示すものとして提示するのは、筆者独自の解釈によるものであり、原典で示されている意図とは必ずしも一致しない。原典において、この図はグローバル化する経済地理を理解するための理論的枠組みを示すものとして利用されている。そこでは、

- 邦訳書のある第3版 (P. Dicken, *Global Shift - Transforming the World Economy*, Third edition, Paul Chapman Publishing Ltd., 1998. 邦訳書: 宮町良広監訳『グローバル・シフト ー変容する世界経済地図 上・下』古今書院, 2001年) よりも、生産連鎖を支えるサービスの役割がより明確に指摘されている。また、生産連鎖の主要な問題として、次の3点が指摘されている。①ガバナンス: 如何にして生産連鎖が調整・規制されるか、②空間性: 如何にして生産連鎖が地理的に形成されるか、③領域的埋め込み (territorial embeddedness): 特殊な政治的、制度的、社会的に拘束された背景に結びつけられている程度 (P. Dicken, *Global Shift - Reshaping Global Economic Map in the 21<sup>st</sup> Century*, Fourth edition, SAGE Publications, 2003, pp.16-17)。
- 18) David Geld, *op.cit.*, pp. 22-23.
  - 19) ここに示した筆者の見解は、次の文献から示唆を受けている。関下稔「多国籍企業のグローバルネットワーク形成とクラスター制置—標準化・画一化と個性化・多様化への複合的布陣」関下稔、小林誠編『統合と分離の国際政治経済学 ーグローバル化の現代的位相』ナカニシヤ出版、2004年。
  - 20) 櫻井公人「グローバル化とマネー—S. ストレンジを中心に」(関下稔、小林誠編『統合と分離の国際政治経済学—グローバル化の現代的位相』ナカニシヤ出版、2004年、78頁。
  - 21) スーザン・ストレンジ著、小林襄二訳『カジノ資本主義—国際金融恐慌の政治経済学』岩波書店、1988年。
  - 22) James Elliott, "International Transfer Pricing", - in M. Lamb, A. Lymer, J. Freedman, and S. James eds, *Taxation - An Interdisciplinary Approach to Research*, Oxford, 2005, p.188. 同文献について横山幸永氏にご教示いただいた。
  - 23) <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy151107a1.pdf>
  - 24) Stefan A. Schirm, "The Divergence of Global Economic Governance Strategies", - in Stefan A. Schirm ed., *New Rules for Global Markets - Public and Private Governance in the World Economy*, Palgrave Macmillan, 2004, p. 6.
  - 25) David Geld *op.cit.*, p. 26.
  - 26) *Ibid.*, p. 30.

- 27) 「国家の退場」とは、スーザン・ストレンジ、前掲書の題名である。しかし、同書の重要な貢献は、その副題「世界経済における権威の拡散」（邦訳書では「グローバル経済の新しい主役たち」）が示すように、テレコム、組織犯罪、保険ビジネス、6大監査法人など非国家主体への権威の分散を指摘している点にある。Susan Strange, *The Retreat of the State - The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge, 1996.
- 28) David Geld *op.cit.*, p. 29.
- 29) ここで念頭においているのは、国家の役割に関するP. ディッケンの次の分類である。①「容器」としての国家 (States as containers)、②「規制者」としての国家 (States as regulators)、③「競争者」としての国家 (States as competitors)。なお、同書第4版においては、地域統合を念頭に④「協力者」としての国家 (States as collaborators) が追加されている。詳しくは、P. Dicken, *Global Shift - Reshaping the Global Economic Map in the 21<sup>st</sup> Century*, Fourth edition, SAGE Publications, 2003, pp. 122 - 163.
- 30) サスキア・サッセン著、伊豫谷登士翁訳『グローバリゼーションの時代—国家主権のゆくえ』平凡社、2000年、42頁。
- 31) ここでは、グローバル経済ガバナンスにおけるグループ・ヘゲモニーの役割については割愛する。さしあたり、以下を参照。Alison Bailin, *From Traditional to Group Hegemony - The G7, the Liberal Economic Order and the Core-Periphery Gap*, Ashgate, 2005.
- 32) サスキア・サッセン、前掲書、33頁。EUの場合、後述するように国家を組み込んだ様々な多面的ガバナンスを通じて、この過程が推進される。特に市場統合分野においては、EU法が各国法に優越し、規制緩和を推し進める。
- 33) 星野郁「経済のグローバル化とヨーロッパ経済・通貨統合の展開」立石剛、星野郁、津守貴之著『現代世界経済システム—グローバル市場主義とアメリカ・ヨーロッパ・東アジアの対応』八千代出版、2004、114頁。
- 34) Manuela Spindler, “New Regionalism and Global Economic Governance”, - in Stefan A. Schirm ed., *New Rules for Global Markets - Public and Private Governance in the World Economy*, Palgrave Macmillan, 2004, p. 243.
- 35) サスキア・サッセン（前掲書、22頁）は、こう指摘している。「重要な論点は、政府官僚制度のなかに埋め込まれてきた規制機能の企業世界への移転である」。

36) 赤羽新太郎「トランスナショナル企業の行動規範と企業統治」『比較経営学会誌』第29号、2005年、『通商白書（平成13年版総論）』web版第4章第2節2「新たな分野におけるルール・メイキング」（<http://www.meti.go.jp/haku-sho/>）を参照した。

37) <http://www.itdweb.org/>

38) 松村文武「WTO体制と脱国産化」（本山美彦編『グローバリズムの衝撃』東洋経済新報社、2001年、127頁）は、次のように指摘している。「……現代における国民経済の原則は自立性（independence）ではなく、自律性（autonomy）でなければならない……」。「自律性とは、例えばこの多国籍資本主義の下におけるグローバリゼーションの時代には、各国民経済は主体性をもって国際化の発展段階に適合した自由化、世界化の果実を選択的に吸収するとともに、自国の国際的適応を自発的に啓発する政策を採用する、ということの意味する」。また、同論文は、EUの統合について、「理論的には、経済政策の統一化を通ずる国民経済そのものの解体と地域的融合の過程」であると指摘している。本稿第4節において述べるように、この過程は、具体的には、EUと国家の多様な協力形態を支える諸制度を通じて実現される。

筆者は、しばしば見られる国家の自律性の喪失・制約といった表現を使用しない。こうした表現は、国家が、国際機構および非国家主体との連携の組み替えによって自律性（autonomy）を維持・強化しようとする点を看過させるといふ副作用をもたらす。筆者は、国家がより上位のガバナンスの一構成要素となりつつ、一定の裁量の余地をもち、その行動によってガバナンス構造全体にも反作用を及ぼしうる状況を国家の自律性（autonomy）と定義する。

なお、こうした国家像は「グローバリゼーション対応型国家」とも呼ばれる（野林健、大芝亮、納屋政嗣、山田敦、長尾悟著『国際政治経済学・入門 新版』2003年、有斐閣、19頁）。

39) 『通商白書（平成13年版総論）』web版第4章第1節「求められる内外一体の経済政策」を参照した。

40) ここに引用したのは、スーザン・ジョージ、マーティン・ウルフ、前掲書の帯に引用されているものである。両者の対話は、本稿の課題である経済のグローバル化とガバナンス問題との関連について考察する上で示唆に富

む。

- 41) David Geld, *op.cit.*, pp.35-36.
- 42) 伊藤正直編『世界経済で読む開発と人間』旬報社ブックス、2004年、82-85頁。
- 43) M. P. Karns, K. A. Mingst, *International Organizations - The Politics and Processes of Global Governance*, Rienner, 2004, p.355.
- 44) たとえば、ロシア金融危機については、蓮見雄「世界資本主義とロシア」『経済学季報』1999年第48巻第2号を参照。
- 45) 本稿では、批判のポイントをあげるに留める。詳しくは、以下の文献を参照。David Geld *op.cit.*, pp.34-54. J. E. ステイグリッツ著、鈴木主税訳『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店、2002年。スーザン・ジョージ、マーティン・ウルフ、前掲書。スーザン・ジョージ著、杉村昌昭訳『WTO 徹底批判!』作品社、2002年。ロバート・ギルピン著、古城佳子訳『グローバル資本主義 —危機か繁栄か』東洋経済新報社、2001年、第5章「グローバルな金融の脆弱性」。『通商白書（平成13年版総論）』web版第3章第1節1「グローバリゼーションの影」。石黒一憲著『法と経済』岩波書店、1998年。
- 46) この問題に関する実証研究として、次の文献がある。Ajit Singh Ann Zammit, “Labour Standards and the ‘Race to the Bottom’ : Rethinking Globalization and Worker’s Rights from Developmental and Solidaristic Perspectives”, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.20, No.1, Spring 2004.
- 47) 以下の文献を参照した。M. P. Karns, K. A. Mingst, *op.cit.*, pp.355-358. 段家誠「世界銀行とNGO」辰巳浅嗣、鷺江善勝編著『国際組織と国際関係 —地球・地域・ひと』成文堂、2003年、140-144頁。スーザン・ジョージ、マーティン・ウルフ、前掲書、76-83頁、117-126頁。福島政裕「反グローバル化」(松下満雄編『WTOの諸相』南窓社、2004年)。『通商白書（平成13年版総論）』web版第3章第1節2「注目を集めるNGOの動き」。
- 48) David Geld *op.cit.*, pp.76-79.
- 49) 伊藤正直編『世界地図で読むグローバル経済』旬報社ブックス2004年、120-121頁。世界社会フォーラムについては、<http://www.wsfindia.org/index.php>を参照。
- 50) David Geld *op.cit.*, pp.97-98. なお、本稿では、ヘルドの指摘する3つの課

題のうち、①③の経済ガバナンスについて検討する。②については、IMF、WTOの意思決定との関連で必要な場合、言及するに留める。

- 51) 内外説明責任アカウンタビリティの重要性、特に「外的説明責任の実質化アカウンタビリティ」の重要性については、次の文献を参照。ロバート・O. コヘーン「グローバル・ガバナンスと民主的アカウンタビリティ」D. ヘルド、M. K. アーキブージ編、中谷義和監訳『グローバル化をどうとらえるか ―ガバナンスの新地平』法律文化社、2004年。
- 52) 赤羽新太郎、前掲論文、36-38頁。
- 53) P. Lamy, “Europe and the Future of Economic Governance”, *Journal of Common Market Studies*, 2004, Vol.42, No.1, p.19.
- 54) *Ibid.*
- 55) ジェフリー・ジョーンズ著、桑原哲也、安室憲一、川辺信雄、榎本悟、梅野巨利訳『国際ビジネスの深化』有斐閣、1998年、31-33頁。『通商白書（平成13年版総論）』web版第4章第2節1「これまでのルール・メイキング」。
- 56) 山本栄治著『国際通貨システム』岩波書店、1997年、79-85頁。
- 57) Stefan A. Schirm, *op.cit.*, p.5.
- 58) 山本栄治、前掲書、96頁。
- 59) 櫻井公人、前掲論文、75頁。
- 60) 山本栄治、前掲書、132頁。
- 61) 櫻井公人、前掲論文、78頁。
- 62) 山本栄治、前掲書、164-169頁。
- 63) 神沢正則「発展途上国と開発金融」上川孝夫、藤田誠一、向壽一編『現代国際金融論 [新版]』有斐閣、2003年、218頁。
- 64) 蓮見 雄、前掲論文、232-234頁。
- 65) 神沢正則、前掲論文、218頁。
- 66) P. Dicken, *op.cit.*, pp.585-587.
- 67) 山本哲也「貿易」横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、2005年、348頁。
- 68) WTO, *Annual Report 2005 - 10<sup>th</sup> Anniveresary 1995-2005*, 2005, p.100. 同資料では、加盟国数148カ国であるが、WTOホームページを参照し、現在149カ国であることを確認した。なお、WTO加盟は、中国の市場経済化を促進する上でも大きな役割を果たした（五味久壽『中国巨大資本主義の登場と世界資本主義』批評社、2005年、16-17頁）。

- 69) *Ibid.*
- 70) *Ibid.*
- 71) M. P. Karns, K. A. Mingst, *op.cit.*, pp. 381 – 382.
- 72) WTO, *op.cit.*, p.66. なお、本稿では割愛するが、EUの通商政策対話には、WTOよりもはるかに高いレベルでNGOの参加が制度化されている。詳しくは、次の文献を参照。明田ゆかり「EU通商政策ダイアログとEU市民社会の形成 – グローバル貿易ガバナンスのモデルとして」田中俊郎、庄司克宏編『EUと市民』慶應義塾大学出版会、2005年。
- 73) WTO, *op.cit.*, pp.110 – 115.
- 74) スーザン・ジョージ、前掲、20-21頁。
- 75) 『日本経済新聞』（2005年10月10日）
- 76) WTO, *op.cit.* 以外に、以下の文献を参照した。松下満雄「WTOとは何か」松下満雄編『WTOの諸相』南窓社、2004年、9 – 32頁。経済産業省通商政策局編『2005年版 不公正貿易報告書』2005年。山本哲也、前掲論文。
- 77) 米谷三以「WTOの紛争処理手続き」松下満雄編『WTOの諸相』南窓社、2004年、33頁。
- 78) Sieglinde Gstöhl, Robert Kaiser, “Mechanisms of Global Trade Governance: The ‘Double Standard’ on Standards in the WTO” , - in Stefan A. Schirm ed., *New Rules for Global Markets – Public and Private Governance in the World Economy*, Palgrave Macmillan, 2004, p.195.
- 79) 伊藤泰介「国際レジームとしてのWTO」辰巳浅嗣、鷺江善勝編著『国際組織と国際関係 – 地球・地域・ひと』成文堂、2003年、118頁。
- 80) Sieglinde Gstöhl, Robert Kaiser, *op.cit.*, pp.195 – 196.
- 81) 環境とPPM規範の関連については、たとえば藤岡典夫「エコラベルとWTO協定」『農林水産政策研究』2001年第1号を参照。
- 82) Sieglinde Gstöhl, Robert Kaiser, *op.cit.*, p.196.
- 83) *Ibid.*, p.208.
- 84) *Ibid.*, p.196.
- 85) *Ibid.*, p.210.
- 86) *Ibid.*, p.196.
- 87) *Ibid.*, pp.196-197.
- 88) 大竹宏枝「WTOにおける途上国の扱い」『貿易と関税』2004年4月号、

26-27頁。なお、WTO下のS&D条項は、本質的限界をもっている。たとえば、以下の指摘がある。「WTOにおける途上国に対するS&Dは、異議申し立てという「反抗性」だけでなく、「志向性」という「開発の国際法」のもうひとつの固有の属性も喪失し、他の加盟国と同一のルールを適用するための経過措置としての位置付けを改めて与えられることによって、一般ルールの普遍的適用のための「柔軟性 (souplesse)」の許容としての性格を強く帯び、その代わりガット時代よりもより確かな法的基盤、すなわち実定法性を獲得した」(柳赫秀「WTOと途上国 - 途上国の「体制内化」の経緯と意義・下-I-」『貿易と関税』2000年7月号、51頁)。

- 89) スーザン・ジョージ、前掲書、12頁。
- 90) Lori Wallach and Patrick Woodall / Public Citizen, *Whose Trade Organization?*, The New Press, 2004.
- 91) 松下満雄、前掲論文、27頁。
- 92) ジョセフ・E. スティグリッツ「グローバル化と開発」D. ヘルド、M. K. アーキブージ編、中谷義和監訳『グローバル化をどうとらえるか—ガバナンスの新天地』法律文化社、2004年、54頁。
- 93) 「人、動物又は植物の生命または健康の保護のために必要な措置」および「有限天然資源の保存に関する措置 (ただし、この措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る)」。
- 94) Sieglinde Gstöhl, Robert Kaiser, *op.cit.*, p.197.
- 95) M. P. Karns, K. A. Mingst, *op.cit.*, p.385.
- 96) 松村敦子「地域貿易協定とWTO」松下満雄編『WTOの諸相』南窓社、2004、218頁。
- 97) 『通商白書 (平成13年版総論)』web版第4章第3節2「地域統合の理論面・実証面からの分析」。
- 98) Manuela Spindler, *op.cit.*, p.236.
- 99) 世界銀行については、ここでは割愛する。さしあたり、以下の文献を参照。速水祐次郎監修、秋山孝充、秋山スザンヌ、湊直信著『開発戦略と世界銀行』知泉社、2003年。
- 100) 毛利良一著『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』大月書店、2001年、22-23頁。
- 101) M. P. Karns, K. A. Mingst, *op.cit.*, p.371.

- 102) 神沢正則「変貌する世界経済と国際金融」上川孝夫、藤田誠一、向壽一編『現代国際金融論 [新版]』有斐閣、2003年、249-250頁、263頁。
- 103) T. N. Srinivasan, *Developing Countries and the Multilateral Trading System - From the GATT to the Uruguay Round and the Future*, 1998, Westview Press, p.96.
- 104) 柳赫秀「WTOと途上国 - 途上国の「体制内化」の経緯と意義・中-」『貿易と関税』1998年10月号、76頁。
- 105) 次の文献は、IMF・世界銀行の支援策について、市場経済移行との関連で詳しく論じている。徳永昌弘「国際金融機関の体制転換論—体制転換とIMF・世界銀行の開発哲学」上原一慶編著『躍動する中国と回復するロシア—体制転換の実像と理論を探る—』高菅出版、2005年。これに関連して、世界銀行による市場移行の中間的総括を示した『世界開発報告1996—計画から市場へ』（世界銀行、1996年）、『世界開発報告1997—開発における国家の役割』（東洋経済新報社、1997年）、『世界開発報告2002—市場制度の構築』（シュプリングー・フェアラー東京、2003年）の比較を行うことは、筆者のグローバル経済ガバナンスの改革という問題関心からみても示唆に富む。
- 106) これについては、以下の文献を参照。ロイ・メドヴェージェフ著、加藤志津子、蓮見雄訳『ロシアは資本主義になれるか?』現代思潮社、1999年。マーシャル、I. ゴールドマン著、鈴木博信訳『強奪されたロシア経済』NHK出版、2003年。
- 107) 大野泉『世界銀行—開発援助戦略の変革』NTT出版、2000年、171-210頁を参照。
- 108) 高田公「スティグリッツの移行理論」上原一慶編著『躍動する中国と回復するロシア—体制転換の実像と理論を探る—』高菅出版、2005年を参照。
- 109) Joachim Ahrens, *Governance and Economic Development - A Comparative Institutional Approach*, Edward Elgar, 2002, pp.29-30.
- 110) ヘルド、前掲書、p.xvii-xviii。なお、引用箇所は、原典にはない日本語版への序文であるが、ここでワシントン・コンセンサスが単なる経済アジェンダを超えて、安全保障にも関わる問題であることが明示されている。これによって、原典に「ワシントン・コンセンサスに対する社会民主的代替案」との副題が付けられていることの意味をより深く理解することができる。
- 111) 蓮見雄、前掲論文、234-235頁。
- 112) M. P. Karns, K. A. Mingst, *op.cit.*, pp.371-372.および二宮正人「国際通貨・

- 金融」横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、2005年、326-328頁。
- 113) ジョセフ・E. スティグリッツ、前掲論文、59頁。たとえば、ゴールドマン・サックス会長を経てクリントン政権下で財務長官を務め、退任後、シティグループの経営執行役員会長になったルービンの回顧録は、メキシコ危機やアジア危機に際して、米国の国益を最優先してIMFに圧力をかけたことを率直に描いている。ロバート・E. ルービン、ジェイコブ・ワイズバーグ著、古賀林幸、鈴木淑美訳『ルービン回顧録』日本経済新聞社、2005年。
- 114) M. P. Karns, K. A. Mingst, *op.cit.*, p.373.
- 115) 前掲、神沢正則「変貌する世界経済と国際金融」252-255頁を参照した。
- 116) 澤邊紀生「金融リスクの国際管理」上川孝夫、藤田誠一、向壽一編『現代国際金融論 [新版]』有斐閣、2003年を参照した。
- 117) 前掲、神沢正則「変貌する世界経済と国際金融」254-255頁。
- 118) 林隆敏「監査基準」平松一夫、徳賀芳弘編著『会計基準の国際的統一 - 国際会計基準への各国の対応』2005年、247頁。
- 119) 澤邊紀生、前掲論文、および平松一夫、徳賀芳弘、同上書を参照した。
- 120) WTO, *op.cit.*, p.67.
- 121) *Ibid.*, p.68. 第3節3(2)において、ワシントン・コンセンサスに関連して指摘したように、三者の協力は、途上国に対する先進国の強制につながる可能性を含んでいる。
- 122) EMUの基本構造については、次の文献を参照した。庄司克宏「EU経済通貨同盟の法的構造—EMU法序説」『EU通貨統合』日本EU学会年報第19号、1999年。
- 123) これは、①固定為替相場、②資本の自由移動、③金融政策の独立性の3つが同時成立不可能であるという開放経済下のトリレンマとして知られている。なお、以下の文献において、EMU実現にいたる1960年代から1990年代のEUの歩みとトリレンマとの関係が集約的に示されている。岩田健治「EUの通貨統合」上川孝夫、藤田誠一、向壽一編『現代国際金融論 [新版]』有斐閣、2003年、311頁の図。
- 124) ユーロ域を超えるユーロ圏の広がりについては、以下の文献を参照。斉藤智美「ユーロの国際的側面(上)(下)」『世界経済評論』2005年第2月号、第3月号。

- 125) ベンジャミン・コーヘン著、本山美彦監訳『通貨の地理学 ―通貨のグローバルバリエーションが生む国際関係』シュプリンガー・フェアラーク東京、2000年、11頁。
- 126) もちろん、ユーロは、通貨統合という複数の国家の合意にもとづいて形成されたものであり、後述するように、一国レベルの通貨管理とは異なった参加各国の財政主権を前提とした体制が必要となる。しかし、マーストリヒト条約とヨーロッパ中央銀行法がユーロという通貨の「領土性」を支える法的根拠となっている。
- 127) ベンジャミン・コーヘン、前掲書、13頁。
- 128) 田中素香「ドル＝ユーロ「2極」基軸通貨体制の若干の特徴について」『経済学』（東北大学）2003年第64巻第4号。
- 129) いわばECBのビナインニグレクトに対する批判として、以下の文献を参照。星野郁、前掲論文、168－173頁。
- 130) ベンジャミン・コーヘン、前掲書、225頁。
- 131) 同上書、286頁。
- 132) 小谷野俊夫「アメリカ連邦準備制度からみた欧州中央銀行」田中素香、春井久志、藤田誠一編『欧州中央銀行の金融政策とユーロ』有斐閣、2004年、62－65頁。なお、ECBの政策決定は、ほぼ金融市場の期待に添っているものの、透明性と信頼性の点でまだ不十分であるという指摘もある。たとえば、J. Hann, F. Amtenbrink, S. Waller, “The Transparency and Credibility of the European Central Bank”, *Journal of Common Market Studies*, 2004, Vol.42, No.4.
- 133) これは、筆者の今後の研究課題である。さしあたり、蓮見雄「欧州近隣諸国政策とは何か」『慶應法学』第2号、2005年を参照。
- 134) 藤原良広『EUの知識 新版』日本経済新聞社、2002年、31頁。
- 135) 小谷野俊夫、前掲論文、58－62頁。
- 136) J. ベルクマンス著、田中素香訳『EU経済統合 ―深化と拡大の総合分析』文真堂、2004年、656－660頁。
- 137) 以下を参照したが、一部内容を変更している。A. Sapir and P. Aghion, G. Bertola, M. Hellwing, J. Pisani-Ferry, D. Rosati, J. Vinals, H. Wallace, *An Agenda for a Growing Europe – The Sapir Report*, Oxford, 2004, p.95.
- 138) *Ibid.*, p.95.

- 139) *Ibid.*, pp.103 – 105.
- 140) *Ibid.*, pp.96 – 97.
- 141) 庄司克宏「EUにおける経済政策法制と裁量的政策調整 (the Open Method of Coordination)」『横浜国際経済法学』2003年第12巻第1号を参照。
- 142) B. Eberlein, D. Kerwer, “New Governance in the European Union: A theoretical Perspective”, *Journal of Common Market Studies*, p.136.
- 143) OMCの「あいまいさ」のもつ可能性について理論的に考察したものと以下の文献がある。小川有美「新しい統治としてのOMC (開放的協調) とヨーロッパ化する政党政治 – あいまいな制度を求めて？」中村民雄編『EU研究の新地平 – 前例なき政体への接近』2005年、ミネルヴァ書房。
- 144) <http://www.unic.or.jp/globalcomp/>
- 145) 谷本寛治編著『SRI 社会的責任投資入門 – 市場が企業に迫る新たな規律』日本経済新聞社、2003年、31 – 32頁。
- 146) 笠原重久「国連グローバル・コンパクト – この官・民パートナーシップの意義に関する一考察」日本国連学会編『市民社会と国連』国際書院、2005年、40頁、62頁。
- 147) 大芝亮「グローバル・ガバナンスと国連 – グローバル・コンパクトの場合」『国際問題』2004年9月号、No.534、26頁。
- 148) なお、1960年代から1970年代、国連は南北対立の舞台となっており、それを背景として国連と企業との関係は対立的であった (大芝亮、前掲論文、20頁)。
- 149) 笠原重久、前掲論文、59頁。
- 150) 蓮生郁代「国連とトランスペアレンシー・インターナショナル – 腐敗防止のグローバルな「法化 (legalization)」」日本国連学会編『市民社会と国連』国際書院、2005年、231頁。
- 151) 同上、236頁。
- 152) Joachim Ahrens, *op.cit.*, p.173.
- 153) *Ibid.*, p.174.
- 154) *Ibid.*, pp.175 – 176.

付属資料 EUにおける経済政策の分類

政策・市場	アウトター	善・波及効果	共通の目的	中間目標 <sup>1)</sup>	共通の道具	協力態様	
マクロ政策							
金融	ECB ユーロシステム	公共善	物価の安定	ECBによって定められた中期的インフレ率2%以下。	利子率	中央集権	
財政	加盟国 EU理事会 <sup>8)</sup> 欧州委員会 ユーログループ	直接的波及効果	財政規律	財政赤字とデッド・レシオの上限；中期的目標として均衡財政	安定・成長協定、過剰財政赤字手続き、広範な経済政策ガイドライン	調整	
EUの共通構造政策							
域内市場	加盟国 EU理事会 <sup>8)</sup> 欧州委員会 欧州司法裁判所	公共善	共同市場	若干 <sup>2)</sup> 、関連規制の少なくとも98.5%は国家レベル	単一市場規制	中央集権 (欧州委員会が実施)	
競争	加盟国 EU理事会 <sup>8)</sup> 欧州委員会 欧州司法裁判所	公共善	公正な競争	若干 <sup>2)</sup> 、2007年7月までにガス・電力市場の全面自由化を予定 <sup>3)</sup>	競争法	中央集権 (欧州委員会が実施)	
貿易	加盟国 EU理事会 <sup>8)</sup> 欧州委員会 欧州司法裁判所	公共善	貿易自由化	なし	共通の対外貿易措置と代表権	中央集権（欧州委員会が実施）。欧州委員会がEUを代表する。	
農業	加盟国 EU理事会 <sup>8)</sup> 欧州委員会 欧州司法裁判所	波及効果なし <sup>4)</sup>	農業市場の規則 <sup>5)</sup>	なし	競争に関する共通ルール、国内市場組織の強制的調整、共通農業市場組織 <sup>6)</sup>	中央集権 (欧州委員会が実施)	
プロセスによって調整される加盟国の構造政策 <sup>7)</sup>							
労働市場	賃金	社会的パートナー 欧州委員会 ECB EU理事会 <sup>8)</sup>	インフレに直接波及	なし	なし	なし	調整 ケルン・プロセス（非公式のマクロ経済対話） 広範な経済政策ガイドライン
	雇用	加盟国 社会的パートナー 欧州委員会 EU理事会 <sup>8)</sup>	ユーロ域の潜在的成長に対して間接的に波及	労働市場機能の改善	若干 <sup>2)</sup> 雇用目標	なし	ルクセンブルク・プロセス 雇用ガイドライン 広範な経済政策ガイドライン
	資本	加盟国 EU理事会 <sup>8)</sup> 欧州委員会	ユーロ域の潜在的成長に対して間接的に波及	労働市場機能の改善	なし	なし	カーディフ・プロセス 広範な経済政策ガイドライン
	製品	加盟国 EU理事会 <sup>8)</sup> 欧州委員会	ユーロ域の潜在的成長に対して間接的に波及	労働市場機能の改善	なし	なし	カーディフ・プロセス 広範な経済政策ガイドライン

(注)

- 恒久的な目標もある（例として、インフレ率の目標）。定められた目的達成のための中間目標に言及しているものもある（例として、域内市場に関する目標）。
  - いくつかの目標は、広範なもので、数量化されておらず、むしろ目的に類似している。ここでは、数量化された目標のみを取り上げている。
  - 民生用以外のガス・電気市場は、全体の少なくとも60%を占める。
  - 農産物の生産と貿易は、特別な波及効果をもたない。他方で、共通農業政策は、甚大な厚生損失をもたらしている。
  - 目的は、農業生産性を向上させ、農村社会の公正な生活水準を確保し、市場を安定化させ、農産物の入手を保障し、農産物を適正な価格で消費者の手に届けることである。（EC条約第33条）
  - EC条約第34条
  - 生産・要素市場の調整プロセスは、域内市場関連ではない領域にもかかわる。
  - 閣僚理事会とも呼ばれる。理事会は分野ごとに存在し、国益調整の場であると同時に、EUの立法・政策決定を行う。
- (出所) OECD, *Economic Survey Euro Area*, November, 2002, pp.118-119の図に加筆・修正。

**Keio Jean Monnet Workshop for EU Studies**

**Article of EU law and Governance**

**Roles of International Organizations and the EU  
in Governing the Global Economy**

—Is It Possible to Harmonize ‘the Dialog with the Market’  
and ‘the Dialog with the Civil Society’?—

Yuh HASUMI

Economic activities in the world have been linked through the financial integration and the production chains under the deregulation (e.g. the privatization and the liberalization of capital movement) especially since the late of the 1980's. Here emerges the Global Business realm, in which Nation States are not able to easily intervene and TNCs (transnational corporations) play the vital roles.

In the Global Business realm, Nation States as well as enterprises and households are evaluated by the financial market. If governments ignore the voices of global markets, they will suffer from capital flights and currency crises. Nation States as competitors promote not only the deregulation within their territories, but also the Globalization by making the consensus between Nation States through international organizations, regional integrations and the Group hegemony under the pressure of the competition for market-friendly economic policy. Nation States are built in the networks of various regimes supporting the global markets. Nation States are losing independence under the Globalization, while they are acquiring adaptability to the Globalization or autonomy which is linked with Global Governance regimes.

So the trinity of Nation States – territory, political power and democra-

cy – is coming apart and Nation States are losing the function of solving the tension between the sphere of decision-makers and the sphere of decision-takers in spite of their citizens' discontent with social problems caused by the Globalization. As a response to this democratic deficit from the civil society, various kinds of NGOs are emerging for a democratic Global Governance.

The Globalization discloses limits of the democracy bound to Nation States and there is a gap between the Globalization and the Global Governance or a deficit of global rules. The emerging system of the Global Economic Governance is a complex, often ad hoc, set of rules, regimes and institutions based on the self-discipline of the market, which go beyond traditional international relations. It is a complicated structure with overlapping competence and competition between rules and institutions as follows: (1) International organizations such as IMF, the World Bank and WTO, (2) The Group hegemony such as G7, G10, G20, (3) Rules of BIS and International Accounting Standards, (4) Regional integrations such as the EU and the APEC, (5) Service industries such as private rating agencies and accounting ones, (6) Coordination mechanisms such as the Financial Stability Forum and the Global Compact.

The challenge is how to harmonize the market and the civil society in the sphere of the Global Public, where citizens and NGOs dialogue with TNCs without mediation of governmental institutions. There is a need for cooperation of rules and institutions governmental and non-governmental. TNCs also must certify that they are good citizens embedded in the civil society themselves. Here is the correlation between followings: (1) Attempts to regulate activities of TNCs from the UN and other international organizations (e.g. the Global Compact), (2) Corporate Social Responsibility and Socially Responsible Investment, (3) Self-imposed rules of Global Business realm

(e.g. ISO=International Organization for Standardization). Taking into consideration roles of TNCs and a need for cooperation between different kinds of rules and institutions, both the Global Governance and the Corporate Governance are obliged to be based on the democratic principles such as transparency and accountability and justify their governance. International organizations will be able to play the role of agent to harmonize ‘the dialog with the market’ and ‘the dialog with the civil society’. The transparency and the accountability should satisfy stakeholders such as employees, consumers and the public (outward accountability) as well as shareholders such as investors and donor countries (inward accountability).

The EU at the stage of the Economic and Monetary Union is a unique model of systematic adaptation to the Globalization on the shared sovereignty in order to keep autonomy in the Global Economy. Cooperating with international organizations and non-governmental actors, the EU will be an important element of an emerging Global Governance. And the EU will spread the model of Multilevel Open Regional Governance through the cooperation with other actors and contribute to improvement of an emerging Global Governance.